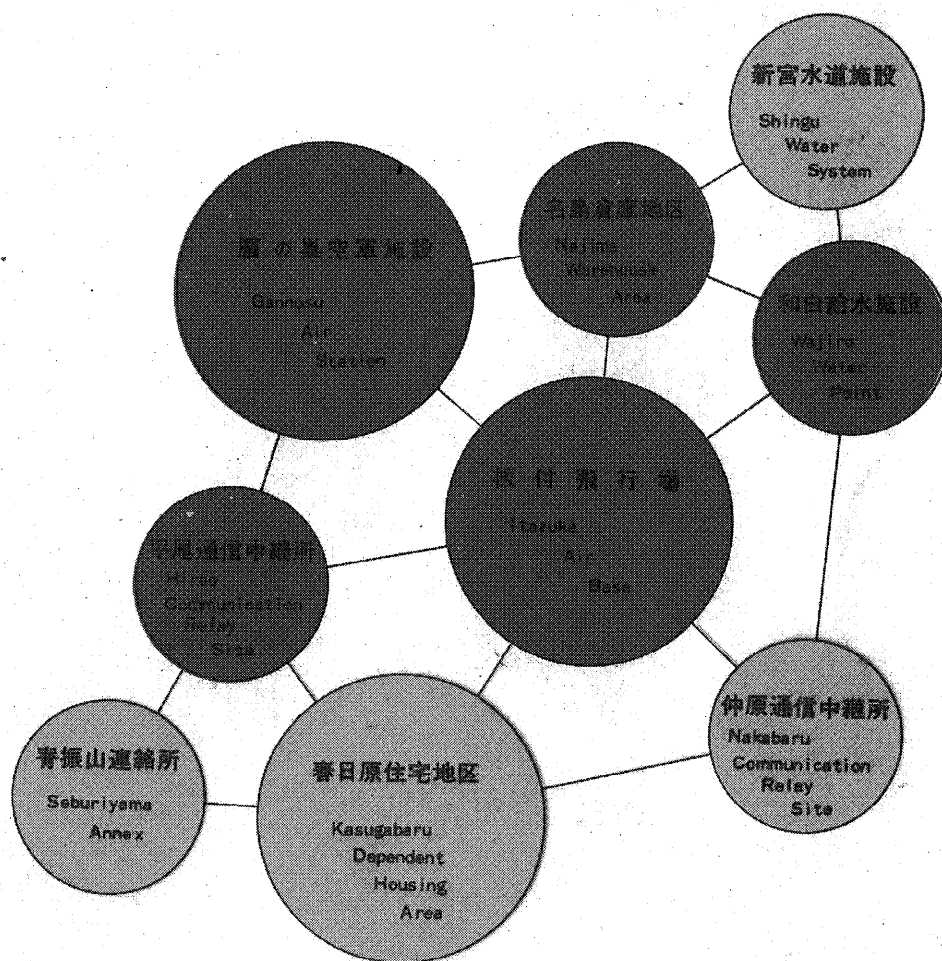


板 付 基 地

ITAZUKE AIR BASE

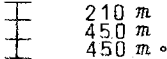
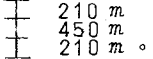


1972

福岡市

FUKUOKA CITY

板 付 基 地 正 誤 表

頁		誤	正
5	上から2行目	保 障	補 償
13	上から1行目	11月25日	11月26日
31	上から6行目	重 信	信 重
48	下から4行目	五、委員会は、安保	五、委員会は、 (中略)安保
61	上から2行目	433万㎡	349万㎡
76	下表国庫補助金 下から3行目	17,860	17,868
79	2. 補償対象基準図		
84	上から4行目	長 高 裁	最 高 裁
94	計欄上から1行目	100,789人	100,785人
	国際線欄 上から3行目	9,025	9,052
	計欄下から2行目	3,065.613	2,965.613
95	貨物計欄 上から8行目	2,830,581	2,830,591
107	上から15行目	還りみて	願りみて
	上から19行目	清 実	清 美

は　じ　め　に

板付基地は、かつて旧陸軍の「席田飛行場」として昭和20年5月に完成したが、戦後米軍に接收され「イタヅケ」と呼ばれるようになった。

板付基地は昭和25年の朝鮮動乱において第一線基地としての重要性を増し、超音速ジェット機の離発着ができるように拡充整備されたが、その後迂余曲折を経て現在では予備基地となっていた。

一方米国においてはニクソン大統領のドル防衛政策が打出され、在日米軍の削減が行なわれることとなり、昭和45年12月第12回日米安全保障協議委員会において、在日米軍基地のいくつかが返還若しくは縮小されることとなり、板付基地もその中に含まれていた。

昭和46年7月板付常駐の空軍第348戦闘大隊は解散し、司令部は雁の巣に移り、名称もハカタ・エア・ステーションとされ、板付飛行場には連絡業務のため若干の施設を残すのみとなり、昭和47年4月までには民間飛行場として新発足し、やがては福岡国際空港として更に飛躍せんとしている。

板付基地周辺の地域住民は長い間苦難の道を歩んできたが、ここにやつと板付の戦後が終らんとしている。この記念すべき時期にのぞみ、基地の記録として従来から発刊されてきた資料を整理、補稿し、本冊子にまとめたものであり、かつて存在した「板付基地」についての認識を深めるための一助ともなれば幸いである。

福岡市長　阿　部　源　蔵

目

次

は　じ　め　に

一　板付基地の概況	1
二　板付飛行場	4
(一) 基地の歴史	4
(二) 基地をめぐる対策及び変遷	4
(三) 現況と将来計画	5
(四) 年　　表	11
(五) 関係文書	23
1. 市当局関係	23
2. 市議会関係	34
3. 第12回日米安全保障協議委員会の発表文	48
(六) 飛行場周辺の建造物の高度制限	54
(七) 飛行場用地	56
三　被害の状況	58
(一) 米軍機事故による被害	58
(二) 航空機騒音による被害	58
(三) 地域発展の阻害	61
(四) 農業経営上の障害	62
(五) 生活環境上の障害	62
(六) 射撃訓練による被害	64
(七) 航空機騒音にともなう人身影響調査	64
四　被害の補償状況	69
(一) 基地周辺対策補助事業	69
(二) 個　人　補　償	77
(三) 市単独整備事業	77

(四) 基地交付金等	78
五 板付飛行場の進入表面下区域対策	79
(一) 農耕等阻害補償	79
(二) 農地買収	80
六 板付基地関係訴訟問題	83
(一) 賃貸料支払いをめぐる争い	83
(二) 土地明渡請求事件	84
(三) 損害賠償請求事件(炭鉱問題)	85
(四) 土地使用禁止請求事件	85
(五) 土地引渡し等請求事件	86
七 板付基地関係諸団体	87
(一) 板付・雁の巣基地返還促進協議会	87
(二) 板付基地対策協議会	87
(三) 雁の巣飛行場基地対策協議会	88
(四) 財団法人福岡県駐留軍離職者対策センター	88
八 福岡空港について	89
(一) 沿革	89
(二) 現況と今後の計画	89
(三) 年表	90
九 雁の巣空軍施設	97
(一) 沿革	97
(二) 年表	97
(三) 関係文書	100
(四) 使用部隊	101
(五) 土地と建物の所有状況	101
(六) 雁の巣レクリエーションセンター	102
あ と が き	

一 板付基地の概況

板付基地は、板付飛行場を中心として雁の巣空軍施設、春日原住宅地区、名島倉庫地区、和白給水施設、新宮水道施設、仲原通信中継所、平尾通信中継所、背振山連絡所の諸施設から形成されている。

このうち市内に所在する施設は板付飛行場、雁の巣空軍施設、名島倉庫地区、和白給水施設、平尾通信中継所の5カ所である。

- ① 板付飛行場は東西約1 km、南北約4 kmにわたり広大な地域を占めており、しかも都心からわずか3 kmという至近距離に軍事用飛行場が設けられたことは世界でも稀有のことであつた。しかし、昭和45年12月21日の日米安全保障協議委員会において日本政府が飛行場の運営及び維持上の責任を47年4月1日までに負うことが既に決定されており、今後は運輸省所管の公共用飛行場として発足することになつている。

② 雁の巣空軍施設

この施設は530万 m^2 という広大な土地を米軍に提供しているが、そのほとんどは、在日米軍の各基地や米本土を結ぶ電波中継地として重要な機能をもつ通信基地である。

③ 名島倉庫地区

倉庫地区は既に返還され、現在通信測定装置を備えた無人施設であり、在日米空軍が管理している。

④ 和白給水施設

雁の巣空軍施設への給水施設として、現在2基の井戸から揚水しており、在日米空軍が管理している。

⑤ 平尾通信中継所

名島倉庫地区同様に通信測定装置を備えた無人施設であり、在日米空軍が管理している。

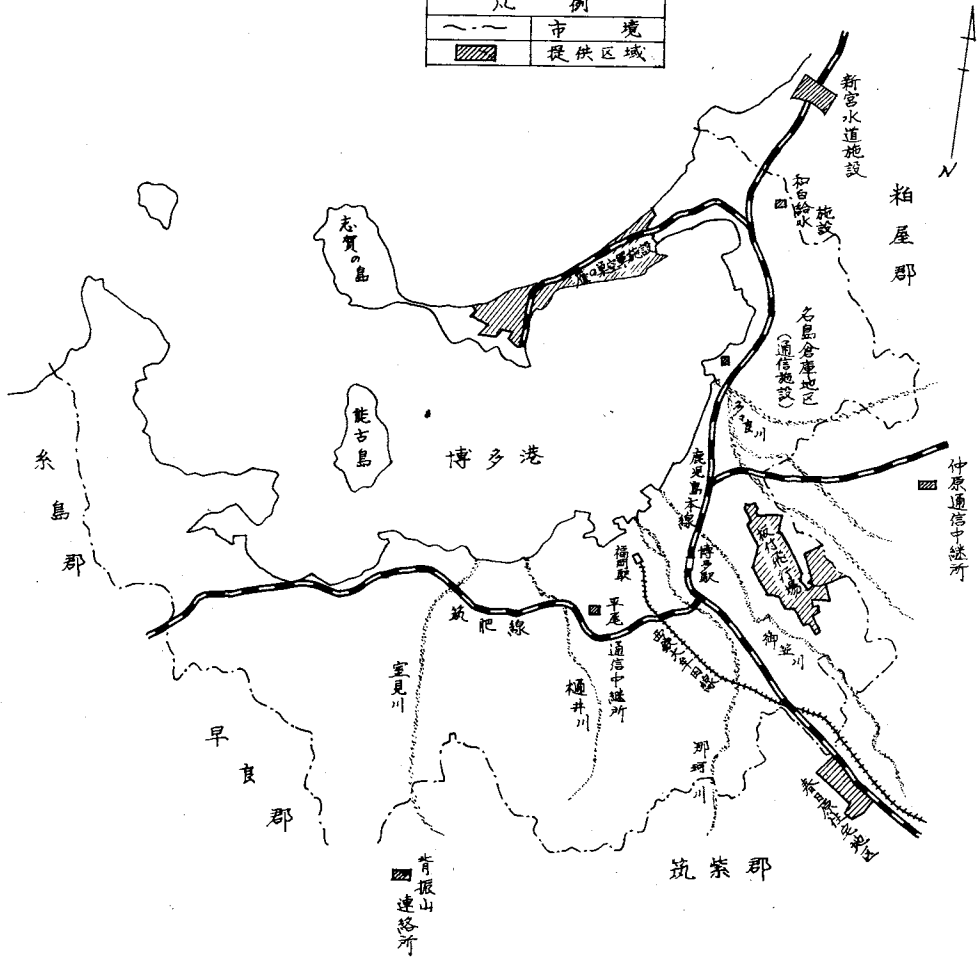
提 供 区 域 一 覧 表

昭和47年1月31日現在 (単位 m^2)

施 設 名	国 有 地	民 公 有 地	計
板 付 飛 行 場	1,785,500	1,706,500	3,492,000
春日原住宅地区	1,456,300	108,900	1,565,200
雁の巣空軍施設	4,727,900	567,200	5,295,100
名島倉庫地区		1,600	1,600
和白給水施設	1,800	1,000	2,800
新宮水道施設	395,600	21,500	417,100
仲原通信中継所	1,500	400	1,900
平尾通信中継所	2,800	2,200	5,000
背振山連絡所	8,400		8,400
計	8,379,800	2,409,300	10,789,100

提供施設分布図

凡 例	
——	市 境
▨	提供区域



二 板付飛行場

(一) 基地の歴史

板付地域はかつて反当り7俵の収穫を挙げていた穀倉地帯であり菜種の生産も県下一をほこつていた比較的裕福な農村地域であつた。

昭和19年2月25日当時の陸軍が席田小学校附近の地主や村会幹部を集めて用地買収を行なつたときから、いわゆる基地としての歴史がはじまつたのである。

陸軍は北九州の防衛基地として、席田地区の上白井、下白井、青木、東平尾、月隈地区の雀居、下月隈の6地区、66万坪を半強制的に買上げ、昭和20年5月約600mの滑走路をもつ「席田飛行場」として完成したのであつたが、同年8月終戦と共に飛行場用地はいつたん地主に返還されたが、同年10月米占領軍の進駐とともに再び接收され「イタヅケ」と呼ばれるようになった。

米軍の管理下における板付の歴史は、戦略段階の変化に対応するため、あいつぐ整備拡充の歴史であつたといふことができる。なかでも昭和25年6月にはじまつた朝鮮戦争は、板付基地をして第一線基地としての機能を拡大することを軍事的に要請した。

昭和26年4月米軍はジェット機の使用を十分にするため、あらたに滑走路の南側、月隈地区を接收し、主滑走路、補助滑走路等の諸施設を拡充し、F86F、F86D等のジェット機を配備し、西日本における重点基地としたが、さらに昭和29年1月と32年4月の2回にわたる拡張に次ぐ拡張に加え、超音ジェット機F100Dの配属によつて一層決定的なものとなつた。

(二) 基地をめぐる対策及び変遷

板付基地から飛びたつジェット機を中心とする航空機の爆音による基地周辺に及ぼす被害は家畜等にも及び、妊婦の早・流産、鶏の産卵率ならびに乳牛の産乳量の低下の原因にもなつていゝといわれている。又学校教育面に及ぼす影響など福岡市民に与える被害は生命、財産、日常生活、生産、教育、交通等の諸分野に及んでいる。

このような状態から抜け出す方法としては基地の移転しかないという結論のもとに全市民各層からなる超党派の組織体として昭和30年6月「板付基地移転促進協議会」が結成された。

また飛行場周辺の席田、月隈地区住民の総意により地域住民の民生安定と被害保障等を目的として昭和36年4月板付基地対策協議会が発足した。

福岡市としても基地問題について専管する組織として昭和37年11月に基地対策課を設置した。

その他、教育関係協議会や雁の巣飛行場基地対策協議会等も結成され、全市を挙げてこれが対策に取り組んできた。

一方、米軍側は日米合同委員会を通じて基地北側に航空進入灯用地として30万4千㎡の提供を申入れ、昭和36年8月閣議で拡張が決定されたが、同年12月香椎堀川町に米軍機が墜落し市民が4人死亡する事故が起り、市民の不安はつのるばかりであつた。

昭和38年には沖縄からF105が板付に配置されるに至つて市議会もF105配置反対の決議をし、また市民団体によるF105配置反対移転促進市民大会も行なわれた。同年12月米軍基地の再編成に基づく発表で、主力機は他の基地に移り昭和39年5月から「予備基地」となつた。

しかし、昭和43年1月、米海軍情報収集艦ブエプロ号が捕事件以来RF4ファントム偵察機、EB66電子偵察機多数が飛来した。

こうした中で昭和43年6月2日RF4Cファントム機が九州大学工学部構内に建設中の電算機センターに墜落炎上する事故が起り、「板付基地撤去」の運動が発生した。九大学長を先頭とするデモ行進等も行なわれた。福岡市も市長を先頭に首相、防衛庁長官、防衛施設庁長官、在日米軍司令官等に対し米軍第一線機の板付使用を即刻停止するよう申入れた。また市議会も「米軍ジェット戦闘機墜落に抗議する決議」を行なつた。

このような中で政府は基地問題閣僚協議会を開き、板付基地の移転を前提としてその代替地を前向きに検討すると公表した。

昭和44年度政府予算の中に、移転調査費5千万円が計上され、ついで45年度にも水戸射爆場分も含めて更に1,600万円が予算計上され、代替地の踏査等が行なわれた。

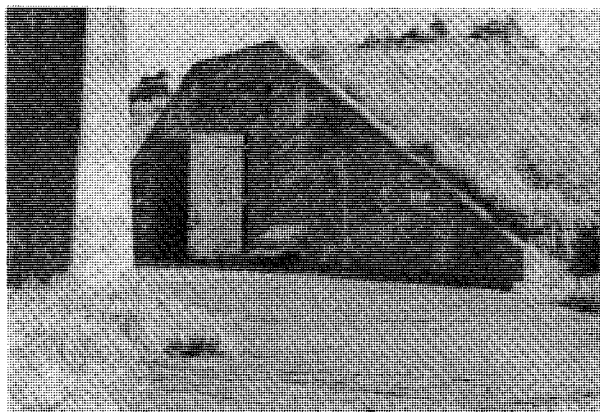
(三) 現況と将来計画

昭和45年に入つては板付基地に常駐する米軍機はEC121電子偵察機4～5機であつたし、比較的平和な時期でもあつた。

一方、米国においてはニクソン大統領のドル防衛政策に基づく長期戦略構想



C 1 3 0 が駐機する板付飛行場



半地下式の弾薬庫
(昭和47年1月31日返還)



射撃場
(昭和47年1月31日返還)

の転換により在日米軍の削減も行なわれることとなり、昭和45年12月21日、第12回日米安全保障協議委員会において別添の発表が行なわれた。

板付関係については、46年6月末までに管制業務を日本側に移管し、更に昭和47年4月1日までに飛行場全体の運営と維持上の責任を日本側が負うこととされた。

事実46年6月末には板付基地常駐の米軍機は皆無となり、駐留していた348戦闘大隊も解散し、司令部も惟の巢空軍施設に移った。

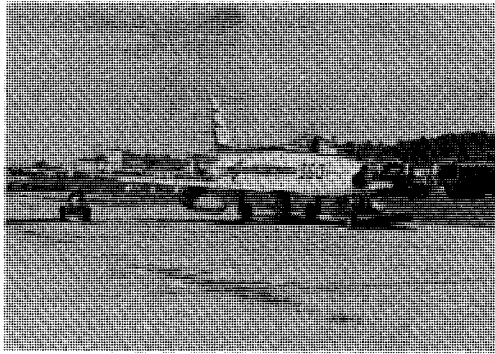
飛行場全体の日本側への移管時期がずれているのは、飛行場用地約100万坪の中に民有地約43万坪があり、これが賃借料の契約問題に時間がかかると思われたためであつたが、曲折はあつたものの昭和46年11月6日地主側との妥結調印が終り、民間空港への円滑な移管が行なわれることになつた。

板付飛行場における米軍機の配置状況

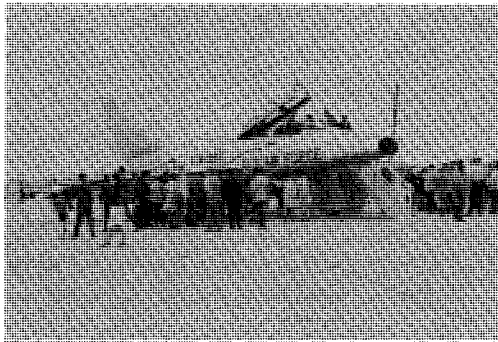
調査時期	機 種	備 考
27年 2月	F86、T33、T39	日米行政協定
31年10月	F86、T33、T39、F100	F100配置
34年12月	T33、T39、F100、F102	F86撤退 F102配置
38年 6月	T33、T39、F100、F102、F105	F105配置
39年 6月	T33、T39、F102	在日米軍再編成予備基地となる F100、F105撤退
40年 9月	T33	T39、F102撤退
43年 2月	T33、RF4、EB66、C130	プエブロ事件発生 RF4、EB66、C130配置
43年 7月	EB66、RF101	T33、RF4撤退 RF101配置
44年 4月	EB66	RF101撤退
44年 5月		EB66
45年 2月	EC121	EC121配置
46年 2月		EC121撤退
47年 1月		管制業務運輸省移管

板付飛行場に飛来した主な米軍機

- ① F 8 6 ② F 1 0 0 ③ F 1 0 2 ④ F 1 0 5
⑤ R F 4 ⑥ R F 1 0 1 ⑦ E C 1 2 1



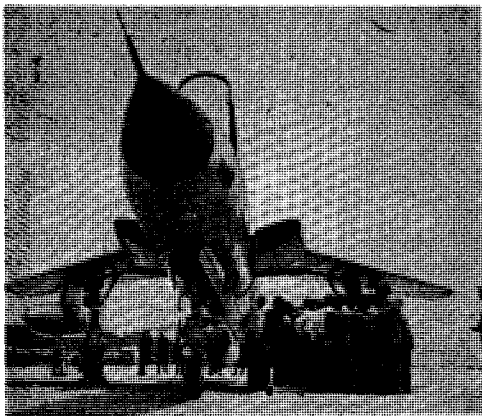
F 8 6



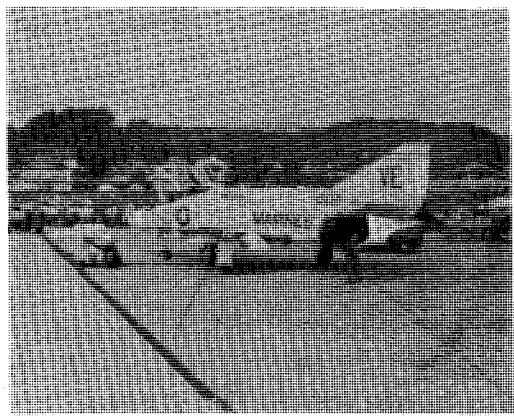
F 1 0 0



F 1 0 2



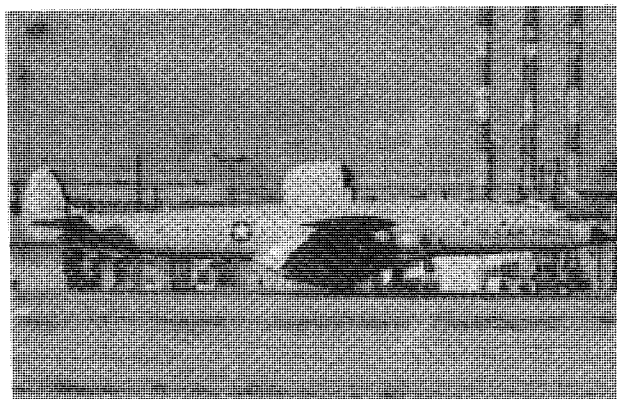
F 1 0 5



R F 4



R F 1 0 ' 1



E C 1 2 1

(四) 年 表

昭和 19 年	2 月	西部軍、席田周辺の土地強制買上げ開始
	5 月	滑走路完成、席田飛行場と命名
20 年	8 月	終戦、飛行場用地旧土地所有者に返還
	10 月	占領軍飛行場接收、板付飛行場と命名
	12 月	第 1 次土地接收
23 年	1 月	第 2 次土地接收
24 年	4 月	第 3 次土地接收
25 年	6 月	朝鮮動乱勃発、板付飛行場第 1 線基地となる。
26 年	9 月	講和条約、日米安保条約調印
	10 月	民間航空開始 東京—大阪—福岡
	11 月	講和条約、日米安保条約批准終了
27 年	2 月	日米行政協定調印
	12 月 3 日	市議会「板付飛行場の軍事基地撤退並びに国際空港指定についての決議」を採択する。
28 年	4 月	政府次官会議、板付飛行場の拡張決定
	5 月	水産庁技官、博多湾水上機発着に伴う被害調査に来福。
	6 月 1 日	伊関外務省国際局長、参院水産委で「博多湾水上飛行場増設断る」と回答
	30 日	県議会「駐留軍の演習による漁業損失補償についての意見書」を採択
	7 月 27 日	小西市長、参院外務委員会で「板付基地がどんな手続で米軍基地になつたか」と政府を追求
	8 月 5 日	市、県、都市計画の実施上平尾射撃場返還を日米合同委員会に申入れ
	10 月 2 日	米軍、下月隈山林地区に地下ガソリン置場設置を要望
	13 日	米極東軍司令官、博多湾水上機発着水面再使用(12 月～3 月)申入れ
	23 日	米軍、東平尾町の地元民に無断で北東側 11 万坪

(2 3 年 1 月 接収) の整地作業に着手

1 0 月 2 8 日 東平尾町民、拡張工事反対の陳情を市及び県に行なう。

2 9 年 1 月 2 3 日 東南部 2 0 万坪拡張予定地を 3 万 6 千坪に縮小、土地所有者との間に承諾書取交す。

2 月 2 6 日 R R センター福岡移転決定

2 7 日 市議会「R R センター移転反対決議」を採択

3 月 1 日 市校区婦人団体 R R センター移転反対の 2 万人の署名を極東軍司令官に送付

9 日 ジェット機市内下白井の田に墜落

1 0 日 府内炭鉱(従業員 1 2 5 名)に 3 月 3 1 日かぎり
で閉鎖通告(新坑予定地が接収)

市議会「日本航空沖縄線板付空港寄航について
の決議」を採択

5 月 1 1 日 F 8 6 型機市内下白井の田に墜落

2 7 日 調達局、松本治一郎氏らの土地使用認定の通知
に基き拡張区域内の 3 氏所有の土地の实地測量を
行なうことを決定

7 月 5 日 松本氏ら接収地の返還要求訴訟を福岡地裁へ

7 日 調達庁、福岡市上空における米軍高射砲の実弾
射撃実施の申入を市に行なう。

1 5 日 市議会港湾委員会実弾射撃反対決議

1 7 日 市議会全員協議会実弾射撃絶対反対決議

1 8 日 市議会議長以下 4 名上京陳情

8 月 1 4 日 ジェット機浮上できず市内の下白井の田に墜落

9 月 1 4 日 松本氏ら東京地裁へ「総理大臣の使用認定無効
確認」提訴

1 1 月 2 0 日 筑紫郡岩戸村大坪氏庭先に演習弾(長さ 1 m 直
径 4 0 c m) が落下

2 4 日 極東空軍、日航に板付から締出しを非公式に申
し入れる。

- 1 1 月 2 5 日 市議会「日本航空の板付空港使用存続並びに国際空港誘致についての決議」を採択
- 2 8 日 市長、市議会議長、商工会議所会頭ら上京し、このことを陳情
- 3 0 年 2 月 3 日 福岡第 1 1 8 病院（大濠）返還発表
- 3 月 3 日 ジェット機二股瀬に墜落、送電線切断
- 6 月 1 日 市議会経済委員会板付ジェット機増強反対、民間航空使用存続で全市民運動展開
- 7 日 日米合同委に板付基地周辺高射砲陣地についての米軍覚書提出
- 1 5 日 ジェット機二股瀬に墜落、農耕中の主婦即死
- 1 8 日 板付基地反対促進協議会結成。1 週間後、板付基地移転促進協議会に名称変更
- 2 7 日 米極東空軍司令官 K・P・マックノートン少将より市長宛、市周辺 1 3 カ所高射砲陣地設置のため立入調査方について協力要請書来翰
- 7 月 6 日 米軍高射砲陣地設置について周辺市町村長、町会議長反対申入れ
- 2 6 日 県議会「板付基地移転決議」を採択
- 9 月 1 3 日 移転協、高射砲陣地予定地主を招き懇談会開催、土地提供絶対拒否を決議
- 1 0 月 1 日 松原倉庫接收解除
- 6 日 西田労相帰郷に際し二股瀬地元民、集団移転を陳情、「適地があれば移転を実現させる」と労相回答
- 1 2 日 南公園高射砲陣地爆発事件発生
- 1 1 月 1 2 日 板付基地移転促進市民大会開催（2 万名参加）
基地移転及び基地拡張反対決議
- 2 9 日 古賀演習場 3 3 万坪接收解除
- 3 1 年 1 月 1 3 日 参院内閣委板付調査団に米軍は「南北 9, 2 0 0 フィートある現在の主要滑走路を南へ予備滑走路として 1, 0 0 0 フィート延長工事中であり、将来は南北にそれぞれ 1, 0 0 0 フィートをさらに延長

する計画である」と言明

- 1月27日 F 86 上月限農地へ墜落
- 29日 市内上臼井農地にジェット機部分品落下
- 2月13日 福岡地裁、松本氏の板付基地明渡し請求に対し
米軍側の使用無効判決
- 21日 松本氏等の土地問題に関し国側福岡高裁へ控訴
- 5月2日 日米合同委、板付ターミナル用地返還決定
- 8月11日 板付農民、契約を破る米軍の使用水量増のため
200町歩の農地が枯死寸前と抗議
- 14日 用水問題協定成立
- 9月19日 米極東軍司令部 F 100 の板付基地配属を発表
- 29日 市議会「F 100 ジェット機持込み反対の決議」
を採択
- 10月4～7日 市議会代表 F 100 配属反対で米軍及び関係各
庁へ陳情
- 11日 ジェット機月限農地へ墜落
- 11月14日 F 100 板付へ到着
- 32年 2月25日 米軍輸送機竹下に墜落、家屋全焼3戸、半焼1
戸、一部破壊1戸
- 3月12日 福岡調達局長より市長あて、航空標識灯用地及
び計器着陸方向指示器用地の使用要求についての
同意方を通告
- 25日 政府は板付飛行場に隣接する土地約148千㎡
の提供を決定
- 5月13日 多々良中学「隣合せの米軍倉庫に弾薬が保管さ
れている」と調達局に抗議
- 27日 今井調達庁長官「板付基地拡張」を言明
- 11月13日 米軍機補助タンクを吉塚に落下、1人死亡
- 33年 6月25日 二股瀬寿町民、離陸コース変更を県、市を通じ
米軍に要望
- 7月1日 二股瀬寿町民、ジェット機上昇路変更を県、市、
調達局へ陳情
- 8月12日 小笹建設省官舎に平尾射撃場から流れ弾

- 9月 3日 米軍、ジェット機コースを変更し、「寿町上空をとびたない」と発表
- 10月 9日 二股瀬寿町民ジェット機上昇路変更について再度陳情
- 11月 11日 板付基地接収地の買収始まる
- 34年 2月 26日 名島発電所社宅テニスコートに補助タンク落下
- 11月 30日 米軍F102の板付基地配属を発表
- 12月 21日 F102板付基地へ飛来
- 35年 1月 19日 新安保条約調印
- 2月 29日 席田、月隈農民150名市議会に板付基地内市有水路売却議案の撤回申入れ
- 3月 5日 松本氏らの土地問題について福岡高裁「国側の主張を認む」判決を下す
- 16日 松本氏等最高裁へ上告
- 31日 板付基地内市有水路売却議案審議未了
- 7月 31日 南公園第三高射砲陣地
名島の倉庫用地
志賀島のレーダー基地 } 等日本側へ返還
- 36年 3月 31日 市議会「板付基地の拡張に反対し早期移転を要望する決議」を採択
- 8月 18日 板付基地北側約304千 m^2 の拡張閣議決定
- 11月 11日 福岡国際空港化促進懇談会発足
- 12月 7日 香椎にF100墜落、4人死亡
- 8日 市長、調達庁長官に板付基地移転を要望
- 12日 市議会「米軍ジェット機墜落に抗議する決議」を採択
- 37年 2月 27日 市議会は昭和36年8月18日の閣議決定の追加提供にともなう市道の認定変更廃止の議案を可決
- 5月 22日 市長、市議会議長、板付飛行場の国際空港化について米国大使館でライシヤワー大使と会談
- 7月 16日 運輸省航空局、福岡市に対し「板付飛行場を国際空港に昇格させるための整備拡張計画」を発表
- 10月 31日 市議会「基地周辺特別措置法の制定促進に関する

る意見書」を採択

- 38年 1月18日 F100 離陸直後、コースをはずれ空港前で爆発
31日 飛行場北側の県道別府～比恵線破壊箇所判明
2月12日 県知事、県道の復旧を命令
19日 運輸省航空局長、衆院予算委で板付空港の国際空港化について説明（日韓航空路開設について）
5月 7日 在日米大使館、F105の板付基地配置を報道関係者に発表
8日 波多野助役、F105の配置反対を関係機関に陳情
11日 福岡市公文書でF105の板付基地配置反対を政府及び米国関係機関に申入れ
12日 F105 沖縄より板付基地に到着
12日 市はF105の板付基地配置中止の要請を政府関係機関へ打電
16日 市長は外務大臣、防衛庁長官、内閣官房長官にF105の板付基地配置反対の陳情を行なう
23日 市議会「米空軍ジェット戦闘機F105の板付基地配置に反対する決議」を採択
24～27日 福岡防衛施設局は基地周辺でF105の騒音調査を実施する。
30日 F105の板付基地配置問題についてライシャワー大使から回答文受理
30.31日 市議会代表が外務省、防衛庁、防衛施設庁、在日、米軍司令官、在日米大使にF105の板付基地配置反対に関する要望書を手渡す
6月 6日 F105の板付基地配置問題について政府から回答文受理
26日 県議会「F105戦闘爆撃機板付基地配置に関する意見書」を採択
11月 7日 ミラー板付基地司令官7日以降の夜間飛行、装備は緊急事態の発生時を除き22時～6時まで行わないこと等を防衛施設局長に確約
12月10日 市長、防衛施設庁に「F105が引揚げれば、板

付基地移転を」と要請

- 1 2 月 3 1 日 在日米軍の配置調整、削減に関して「F 1 0 5 の
第 8 戦術戦闘隊は春には横田基地に移動」と米軍、市へ通告
- 3 9 年 1 月 3 0 日 在日空軍「板付の F 1 0 2 を本年 7 月 1 日までに
米本国へ引揚げる」と発表
- 2 月 2 9 日 F 1 0 0 グアムへ撤退
- 3 月 2 8 日 市議会「駐留軍労働者雇用安定、離職対策拡充強
化促進に関する意見書」を採択
- 3 0 日 市議会「福岡空港の国際空港化促進に関する意見
書」を採択
- 4 月 基地周辺のテレビ、ラジオの受信料減免決定
- 5 月 1 0 日 基地労務者第 1 次人員整理 3 5 0 人を解雇
- 4 日 F 1 0 5 横田へ移駐開始
- 2 5 ~ 2 7 日 新田原基地所属 F 1 0 4、板付基地で訓練飛行
- 2 8 日 基地労務者第 2 次整理 3 3 3 人を解雇
- F 1 0 5 全機撤退
- 4 0 年 3 月 福岡空港へ日本国内航空機乗入れ
- 9 日 最高裁は松本氏らの土地問題について上告棄却の
判決
- 7 月 2 7 日 在日米大使館は外務省に対し「グアム島基地の B
5 2 爆撃機を台風避難のため 2 8 日中に板付飛行場
に緊急避難させたい」と通告、しかし B 5 2 爆撃機
は板付飛行場に避難せず、沖縄へ避難した。
- 8 月 3 日 C 1 3 0 台風避難のため板付基地へ飛来
- 6 日 市議会「B 5 2、C 1 3 0 その他米軍用機の板付
基地の一方的使用に反対する決議」を採択
- 1 1 日 市議会「米軍の博多港施設の一部専用並びに米軍
用船の寄港に反対する決議」を採択
- 9 月 1 日 大韓航空、板付飛行場に乗入れ（福岡～釜山）
- 2 日 キャセイパシフィック航空続いて乗入れ（福岡～
香港）
- 4 日 福岡県土木事務所、飛行場北側のオーバランを横
切る県道再側溝の取付け工事を開始

- 9月 8日～14日 日米合同で米空軍の第一線ジェット機を含めて
63機が主として板付飛行場を中心として防空演習
を行なう。
- 27日 大韓、キャセイパシフィック両航空の板付飛行場
の共同使用決定
- 10月20日 福岡防衛施設局長は板付飛行場北側のオーバーラ
ンの県道側溝を飛行機の離着陸に危険であるので善
処方を県知事に要請
- 12月28日 米海軍極東海上輸送司令部所属の上陸用艇LST
が破損のスカイレーダー機を積んで博多港に寄港す
る。
- 41年 2月 9日 市は米海軍駆逐艦の博多港寄港を断る
- 5月17日 福岡空港整備促進協議会設立総会開かる
- 6月26日 中村運輸大臣、板付を国際空港として開放するよ
う米国に要望すると言明
- 9月26日 米軍板付基地と福岡県警察本部は「板付基地内で
の民間機事故の際の援助協力に関する協定」を設け
協定書に調印
- 福岡県、滑走路北側のオーバーラン 県道部分補
修工事を行なう。
- 12月22日 日米合同委員会で民間航空機離着陸のための滑走
路、誘導路、駐車場の30万 m^2 の共同使用決定
- 42年 1月 在日米軍、施設特別委員会に対し「博多湾に弾薬
泊地設置」を正式提案
- 6月 7日 防衛施設庁長官、「新田原基地の滑走路改修期間
中F104の一部を板付基地に移駐させたい」と表
明
- 24日 市議会「板付基地のF104の一時使用に反対す
る意見書」を採択
- 7月26日 県議会「板付基地へのF104の臨時移駐に反対
する意見書」を採択
- 9月30日 新田原基地からF104が板付に移駐する
- 12月12日 F104新田原基地へ帰還

- 43年 1月23日 米海軍情報収集艦プエブロ号が乗組員83人とともに朝鮮海域で北朝鮮に逮捕される
- 2月17日 板付基地へRF4、EB66、C130が飛来
- 3月 4日 市議会「米軍の第一線軍用機の板付基地使用に関する政府措置を要望する決議」を採択
- 30日 県議会「米軍の第一線軍用機の板付基地使用に関する政府措置を要望する決議」を採択
- 6月 2日 午後10時48分頃RF4が訓練を終えての帰途、九州大学構内に建設中の大型電子計算機センターに墜落
- 3日 市長、市議会議長は板付基地司令官に事故に対する抗議ならびに第一線機の使用を即時停止するよう強く申し入れた。
- 3日 市長名により首相、防衛庁長官、防衛施設庁長官、在日米軍司令官等関係機関あてに文書をもつて米軍第一線機の板付基地使用を即刻停止されるよう申し入れた。
- 3日 市議会「米軍ジェット戦闘機墜落に抗議する決議」を採択
- 5日 市長「米軍ジェット戦闘機墜落事故対策について」市長の要請文を在日米国大使あてに送付
- 6日 日米合同委員会で米側は「事故原因が解明されるまで絶対必要以外は板付基地での夜間飛行を中止する」と言明
- 11日 市長、市議会議長は、首相、在日米国大使、在日米軍司令官、外務大臣、防衛庁長官、運輸大臣、防衛施設庁長官に会い「米軍機の九州大学構内墜落事故に関する要請書」を手渡す
- 11日 基地問題閣僚協議会が開催され板付飛行場の移転を前提とし、そのための代替地を前向きで検討することが了解された。
- 19日 市長は県知事と板付基地移転問題について協議し、今後とも県市協力して基地移転の実現をはかることを決定した。

- 6月20日 日米合同委員会で日本側は次の2点を申し入れ、米側はこれを了承した。
- (1) 板付基地の移転について、日本側による移転先の検討をまつて日米間で協議する。
- (2) 板付基地移転実現までは、米側は板付基地使用について一層慎重を期する。
- 21日 防衛庁長官は記者会見で板付の代替地は築城基地が有力であると語った。
- 22日 県議会「米軍ジェット戦闘機墜落に抗議し板付基地の取り除きを要求する意見書」を採択
- 7月27日 RF101飛来(その後RF4撤退)
- 8月13日 市長は再度、板付基地の早期移転について防衛庁長官に申し入れる。
- 15日 防衛庁長官から米軍機の墜落事故についての回答文受理
- 11月14日 RF101が離陸2分経過後、福岡県三井郡小郡町の田に墜落
- 16日 木村官房長官は記者会見で板付基地の年内代替地選定の見通しは無理と発表
- 21日 日米合同委員会で、米側は「板付基地の飛行については、今後必要不可決の任務の範囲にとどめる」と答えた。
- 12月23日 日米安全保障協議委員会で、米側は板付基地の使用態様を44年8月頃までに43年1月以前(すなわちプエブロ事件以前)の状態に戻すことを明らかにした。
- 24日 市長は県知事とともに佐藤首相を訪ね「政府の既定方針どおり板付基地の移転を実現されたい」との要請をし、首相も「引続き移転に努力する」ことを確約した。
- 44年 1月10日 RF101の附属部品が九大前の民家に落下、家屋一部被害を受ける。
- 12日 44年度板付基地の移転調査費5千万円が認められる。

- 1月25日 RF4の補助タンク二個が筑紫郡筑紫野町及び太宰府町の山中に落下
- 26日 県知事、市長は板付基地司令官にたび重なる事故に抗議し、訓練飛行の即刻停止及び板付基地の早期移転について積極的協力方を申し入れる。板付基地司令官は米軍機を6月中旬までに本国に引揚げる旨言明
- 3月12日 市長は板付基地司令官より「中止していた夜間及び週末のジェット・エンジン調整を再開する」と通知を受けたが、「市民の正常な生活を脅やかすので中止して欲しい」旨申し入れる
- 4月22日 RF101が米本国へ撤退中、うち1機が南側へ離陸寸前炎上
市は基地司令官並びに福岡防衛施設局長に事故の再発防止及び板付基地の早期移転を申し入れる
- 5月10日 EB66沖縄へ撤退 これて板付基地には常駐機はいなくなる。
- 7月11日 板付基地司令官、記者会見で「EC121が前進作戦地点として、臨時に板付飛行場を使用している」と発表
- 10月14日 九大構内のRF4の墜落機体が回収される。
- 45年 1月31日 45年度板付基地の移転調査費として1,600万円（水戸射爆場を含む）が認められる。
- 3月30日 市議会「EC121の板付からの即時撤去を要求する決議」を採択
- 5月19日 第11回日米安全保障協議委員会において日本側が申し入れた在日米軍基地の自衛隊移管構想について米側も検討することに同意した。
- 21日 中曽根防衛庁長官は福岡市において「板付基地の移転問題を基地総点検の一環として考えていきたい」と前向きに取り組む姿勢を明らかにした。
- 7月29日 日米安全保障協議委員会の事務レベル会議において米側は向う2年間に在日米軍基地約20カ所を共同使用することに同意し、今後共同使用する際の経費分担について話合つていくことになった。
- 10月 3日 防衛庁内に「基地管理協議会」が設置され、在日米

軍基地の自衛隊移管問題等について検討することになった。

1 1 月 7 日 米軍から、三沢、横田、厚木、板付、横須賀の各基地における在日米軍の大幅な削減計画が日本政府に通告された。

1 2 月 2 1 日 第 1 2 回日米安全保障協議委員会において三沢、横田、板付、厚木の各飛行場と横須賀及び横浜地域の整理統合計画が了承された。

4 6 年 2 月 1 5 日 昭和 4 4 年 7 月ころから不定期に飛来していた EC 1 2 1 が韓国へ移駐した。

4 月 4 日 席田会館完成

6 月 1 5 日 板付基地の第 3 4 8 戦闘支援軍は解散し、新たに規模が縮小された第 6 3 4 8 飛行中隊が再編成され、その主力は雁の巣空軍施設に移り、板付基地の名称もハカタ・エア・ステーションに改められた。

2 4 日 日米合同委員会で板付飛行場の航空交通管制権の返還が合意される。

2 5 日 日米合同委員会でつぎのことが合意される

(1) 板付飛行場東側山間部および県道下臼井水城線の一部用地の返還

(2) 運輸省が航空交通管制を実施するため必要な土地及び建物 4 棟の共同使用

2 9 日 6 月 2 5 日の日米合同委員会で合意された土地及び建物の共同使用の件について閣議決定

7 月 1 日 航空交通管制業務を運輸省が引継ぐ

1 1 日 市議会「自衛隊の板付基地使用に反対する意見書」を採択

1 3 日 板付基地対策協議会の地主組合の一部、土地の明渡しと賃借料及び損害金の支払いを求めて福岡地裁へ提訴

9 月 1 6 日 移転協、板付、雁の巣基地返還促進協議会に名称変更

1 1 月 6 日 板付基地対策協議会、地主組合、防衛施設庁、運輸省航空局、県、市が福岡空港用地に関する覚書に調印

1 0 日 地主組合の一部が起こしていた訴訟取り下げられる

1 2 月 1 7 日 国有財産北九州地方審議会で大蔵省の普通財産として米軍に提供している板付飛行場用地を運輸省財産へ所管換えすることに決定

(五) 関 係 文 書

1. 市当局関係

福調発第 6054 号 (FRP)

昭和 32 年 3 月 12 日

福 岡 市 長 殿

福 岡 調 達 局 長

在日合衆国軍の土地等（航空標識灯用地及び計器着陸方向指示器用地）使用要求について

かねてより施設特別委員会を通じ在日合衆国軍から使用方要求のあつた標記 2 地区の処理については、該地区が何れも航空機の進入表面に当り、農耕は勿論人命上にも極めて危険であるため、これが措置について土地所有者と協議中であつたところ、最近漸く協議整い、該地区を国において買収することとなり、目下本年度予算を以つて処理すべく手続中ではありますが、たまたま該地区内にある用水路及び農道（何れも買収より除外）は何れも下流農耕地における農業用施設として現状の儘残置し、引続き利用しなければならないとの地元関係者の強き要望もあり、当局においては、右を駐留軍の用に供する施設区域から除外すべく軍側と折衝したのでありますが、軍側としては右を施設区域から除外することは軍にて設置する施設の保安上支障があるとし、特に下記に示す条件を軍側が履行することを条件として施設区域に包含処理することを要請されたのであります。

従つて、この結果、上記用水路及び農道は一応提供施設区域として処理しなければならないこととなつたのでありますが、現実の問題としては、上述のとおり軍側としては施設の保安上提供施設区域に包含せしめるのであつて何等使用はせず、しかも地元関係者による用水路の使用及び維持管理並びに右に伴う農道の通行は支障を与えないとのことであり、又右立入りに伴う一切の折衝は当局において責任をもつて不都合を生ぜざるよう取

り計らいますので、右御了承の上、本件用水路及び農道を提供施設区域に
含め処理することについて何分の御同意を得たく、なお、地元関係者に対
しては、貴職より此の旨御伝声の上承認御取り付け方相煩したく、右併せ
御願い申し上げます。

記

軍側から提示された条件

1. 航空標識灯用地

(イ) 標識灯の設置に支障を来す部分については必要に応じ軍側にて水路
の付替を実施する。

(ロ) 地元民による上記用地内の農道及び水路の使用並びにこれが維持
管理に支障を与えない。

(ハ) 上記用地内における標識灯及びケーブル等を常時保護する必要上、
提供区域周辺に柵を設置するが、地元民が水路の維持管理の必要上立
入らんとする場合は軍側にて指定せる飛行場の施設技術部代表に連絡
すれば、右軍側代表は門を開け立入り許可を与える。

2. 計器着陸方向指示器用地

(イ) 現在の県道は提供区域より除外することに同意する。

(ロ) 上記用地内にある排水溝については、従来どおり地元民が使用し、
維持管理することについて異議はない。

以 上

昭和38年5月11日

送 付 先

外 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官
防 衛 庁 長 官
防 衛 施 設 庁 長 官
福岡防衛施設局長
アメリカ合衆国大使
第 5 空 軍 司 令 官
板付米空軍基地司令官

殿

福岡市長 阿部源蔵

F105戦闘爆撃機の板付基地配置について

5月7日新聞紙上等において明らかにされた水爆積載用戦闘爆撃機F105の板付基地配置は、福岡市71万市民に対し大きな不安と恐怖を与えています。福岡市民は米軍飛行機事故のため、過去18年間に於いて数度にわたつて尊い人命10数人の犠牲を受け、更に物心両面において不断の被害をうけつつあります。このため基地の早期移転を強く望んできた福岡市民は、今回の水爆積載可能F105の配置は核兵器の持ち込みにつながるものとして、特に深い危惧と不満を抱いています。よつてここに、市長として次の2点について申し入れいたします。

一、核兵器の積載装備をしたF105戦闘爆撃機を板付基地に配備されることは反対である。

二、F105の配置は安全保障条約第6条の実施に関する交換公文に規定する「事前協議」を要する事項と思うので、まず十分な審議と協議をつくされ、少なくとも市民の大多数が納得できる段階まで、この配置計画の実施を中止せら

りたい。

1 なお、現在大多数の市民が非常に不安と恐怖とに陥りつつあるので、次の点について早急に御回報をお願いします。

- a 核兵器の国内持ち込み（飛行機への積載を含めて）は絶対にしないということであるが、そのことの保障は具体的にはどのようなことで国民（市民）に証明できるのですか。
- b 新聞紙の報道等によれば、今回板付基地に配備される規模は75機という多数であり、しかも当面板付基地のみに配備されるということであるが、その理由についてご明示願います。
- c 板付基地において現在設備されている滑走路等の主要施設が、F105の配置によつて今後更に拡張されることはありませんか。
特に現在工事進行中のオーバーランが、滑走路の延長として常時使用されるというようなことは決してありませんか。
- d F105の爆音はF100に比し相当増大するだろうとのことですが、どの程度増大するのか、その具体的な計数データをご明示願います。

5月22日付ラインヤワー大使よりの公文

F105の板付基地配置については5月16日に貴方と話し合う機会を得たのでありますが、貴方がお手紙で、又、先般の訪問の際に提起された問題について、ここに私の見解を書面に大略まとめまして申し上げます。

板付基地の第8戦術戦闘機大隊に配置される75機のF105は、これまで大隊に配置されていた75機のF100に取り替わる改良された戦術戦闘機で順次他の基地にも配置されるものであります。

板付基地に配置されるF105は合衆国空軍の継続的な近代化計画の通常の一部として来るものであり、日米安保条約に基づく1960年1月の事前協議に関する交換公文に述べられている「重要な装備の変更」と考えられるべきではないのであります。

F105が物理的に通常兵器と核兵器のどちらも搭載可能であるという事実は、全ての合衆国空軍の戦術戦闘機がその様な能力を持つておるので特に重要

性をもつものではないのであります。もちろん合衆国は日本政府との事前協議なしには日本に核兵器を持ち込めないことを認めます。

我々はこの事を我々相互の安全体制の為の他の全ての条項と同様に誠実にこれまで守つてきたし、又今後も守るつもりであります。

F105がF100に比して優れておる主な点は、改良されたレーダー装置においてそうである様に一般的に性能が優れておることだと私は聞いています。だから第8戦術戦闘大隊の基本任務である日本の空の守りがより良く遂行できるのであります。

F105の滑走路や他の要求される施設についてはF100と同じ型の滑走路、飛行場で正常なる活動が出来ると聞いています。板付で現在工事中のオーバーランは、現在の滑走路の延長としては使用されないでありますよう。

それは厳密に附加的な安全施設であり、我が空軍が数年来得ることを熱望してきたものであります。

F105とF100の騒音の大きさの比較について申し上げることが出来ないのを残念に思います。

然しながら私の聞いたところではこの両ジェット機の騒音の要素には、大きな相異はないということです。

私は第5空軍が過去においてなしてきたように今後も続けて貴市近辺におけるジェットの騒音問題を軽減する為に可能なことはなんでもやるであろうことを貴方に保障することができます。

エドヴィン・O・ライシャワー

F 1 0 5 戦闘爆撃機の板付配置についての市長抗議文(3 8・

5・1 1) にたいする政府回答(3 8・6・6)

防衛庁及び防衛施設庁関係

1. 現在板付基地に配置されている F 1 0 0 を装備の近代化の通常措置として、F 1 0 5 に切り換えるためである。

2. F 1 0 5 の性能から考えて現在の滑走路を延長する必要はないと考えており、また、現に米側から滑走路の延長についての要求を受けていない。

なお、現在工事進行中のオーバーランは、安全施設として使用するものであり、滑走路として使用するものではない。

3. F 1 0 5 の爆音の強度については、米空軍の技術開発機関でとりまとめた技術資料によると、航空機から約 7 5 メートルの距離において角度に応じ 1 0 8 ~ 1 3 1 デシベルとなっており、F 1 0 2 の 1 0 7 ~ 1 2 9 デシベルに比べて若干高い。

しかしながら、爆音の強度は、直ちに騒音度を示すものでなく、飛行方法、天候、地形等によつて変化するものであり現に 5 月 2 4 日、2 5 日、2 6 日、2 8 日の 4 日間にわたつて防衛施設庁が現地測定を行なつたところ F 1 0 5 と F 1 0 2 の騒音は、ほぼ同程度であつた。

しかし、騒音度は前記諸条件により変化するものであり、また、民生に及ぼす影響も少なくないので、さらに現地計測を行ない、その結果をまつて検討したい。

外務省関係

1. 今回板付基地に配置された F 1 0 5 戦闘爆撃機は核兵器を装備していない。このことは政府において米側の責任ある当局について確認しているところである。また、後に述べるように、米国は今後とも政府の事前の了解なしに核兵器をわが国に持込むことはない。従つて、まず、この点について何等誤解なきように致したい。

F 1 0 5 は原爆・水爆を搭載する能力は持っている。しかし、このことは、これまで板付に配置されていた F 1 0 0 についても同様である。既に公表された資料(例えば 1 9 6 1 - 6 2 年版のジェーン航空機年鑑)によつても、

F100もF105でも、原水爆搭載能力を持つているという点では何等変りはない。何れにせよ原爆であれ、水爆であれ、核兵器の「搭載能力を持つ」ことと、現実に核兵器を「搭載したものが配備される」こととは厳格に区別されるべきである。

今回米軍が従来 of F100 にかえて F105 を配備したのは F105 が多目的戦闘爆撃機であり原水爆を持たなくとも、性能上 F100 に比べて優秀であつて、わが国の防衛上より効果的な航空機であるからに外ならない。この機種の変更は米国が世界的な規模で行なつてゐる装備の近代化計画の一環として行なわれているものであつて、現に米本国はもとより、欧州においては、既に一昨年の春から実施されてきたものである。

2. 次に、F105の板付基地への配備は日米両国政府間で「事前協議」を要する事項ではない。これは、F105はこれまで配備されていたF100に代つて配備されるので、機種の変更に過ぎないものであり、また何等核兵器を持つていないからである。

事前協議については、御承知の通り、1960年1月19日ワシントンにおいて、岸内閣総理大臣とハーター米国务長官との間に交換された公文（日米安全保障条約第6条の実施に関する交換公文）において次の趣旨が規定されている。

「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更」「同軍隊の装備における重要な変更」並びに「日本国から行なわれる戦闘作戦行動のための基地として日本国内の施設及び区域の使用」は日米両国の事前協議の対象とすることとなつてゐる。

然るところ、今回のF105の配備は前記の協議事項の何れにも該当しないものである。すなわち「日本からの作戦行動」でないことは論ずるまでもなく、また「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更」でないことも、板付駐屯の米第8戦術航空隊には何等の異動なく、その所有機の機種が変更されたに過ぎないことから明らかである。更に、本件が「装備における重要な変更」に該当するか否かの点については、日米両政府間に「装備における重要な変更」とは核兵器及び中、長距離ミサイルを言うとの明確な了解があるので、核兵器を伴わない今回のF105の配備はこれにも該当せず、従つて事前協議の対象とはならないものである。

3. 核兵器の日本国内持込み（飛行機への積載を含めて）はあり得ない。米国の核兵器をわが国に持込もうとする場合には前述の通り、日米安全保障条約に付属した交換公文に規定してある如く「装備における重要な変更」として、事前に日本政府と協議しなければならないことになっている。しかして、政府は従来から、国会等において核兵器のわが国への持込みは拒否する方針である旨を屢々明らかにしていることは御承知の通りである。

他方米国政府の方針は去る昭和35年1月19日のアイゼンハワー大統領と岸総理との共同声明に明らかにされている。すなわち、同声明において米国政府は事前協議事項については、日本政府の意思に反して行動する意図のないことを保証している。

米国政府はまた、前記の政府の方針を十分承知しているので、これに反して行動することはあり得ないのである。

現に、本年2月初めわが国を来訪したギルバトリック米国国防次官も、同月7日「米国が日本に核兵器を持込む意図は全くない。日本に核兵器を置くことを日本に勧めることはもちろん、われわれの計画にも意図にも全くない」と公に言明している。

申 入 書

6月2日夜、都心の九州大学工学部構内に突如として米軍ジェット機の墜落事故が発生したことは、常々最も心配していたことが現実になり本市の市民生活に多大の不安と恐怖を与えている。

福岡市長としては、度々過去において板付における軍事使用の中止を申し入れてきたところであり、特に事故防止と市民生活の安全のため夜間訓練の中止等を嚴重に申し入れているにもかかわらず夜半にかかる事故の発生をみたことは甚だ遺憾である。

福岡市長としては80万市民生活の不安を解消するため米軍第一線機の使用を即刻停止されるよう強く申し入れる。

昭和43年6月3日

福岡防衛施設局長

鶴 崎 敏 殿

福岡市長 阿 部 源 蔵

昭和43年6月10日

防衛施設庁長官

山 上 重 信 殿

福岡市長 阿 部 源 蔵

米軍機の九州大学構内墜落事故に関する要請について

かねてより板付基地問題については、格別のご配慮をいただき深く謝意を表する次第であります。

6月2日夜半の米軍機九州大学構内墜落炎上事故は、福岡市民に極めて大きな衝撃を与えております。板付基地周辺における米軍機墜落炎上事故は過去において延べ27件30機に及んでいますが、今回の事故は墜落機がF4ファントム第一線戦闘機であることと、特に墜落場所が都心部に近い人家密集地帯であり、また墜落地点のすぐそばには九州大学の放射能関係実験室等の危険施設があつたため、福岡市民の不安と恐怖はかつてない深刻なものとなつています。

事故翌朝ただちに、今回の事故の重大性を考え福岡市長名により防衛庁長官、防衛施設庁長官、在日米第5空軍司令官等関係機関あてに文書をもつて、米軍第一線機の板付使用を即刻停止されるよう申し入れましたが、一方福岡市議会においても米軍機の使用停止ならびに板付基地を即時とりのぞくことを要請する「米軍ジェット戦闘機墜落に抗議する決議」が満場一致で採択されました。

板付基地は朝鮮戦争以来、在日第一線基地として活動し昭和38年米軍の縮小方針により予備基地となつていたものでありますが、プエブロ事件以後突然F4ファントム第一線戦闘機その他各種軍用機が多数飛来し、しかもこれら米軍

機の常駐により再び第一線基地の状況を再現し、騒音の激化と事故発生を憂慮していた矢先、今回の事故となつたものであります。したがつて、福岡80万市民の不安と恐怖を一日も早く解消するため、次の事項がすみやかに実施されることを強く要請いたします。

1. 米軍第一線機の板付基地使用を即刻とりやめること。
2. 基本的には市街地に極めて近接した板付基地を軍事基地として使用することが、市民の日常生活に重大な障害を与えていることを、この事故を機会に十分認識され、板付基地の早期移転をはかること。

福 基 第 6 5 号

昭和43年8月13日

防衛庁長官 増田 甲子七 殿

福岡市長 阿 部 源 蔵

(総務局総務部基地対策課)

板 付 基 地 の 移 転 に つ い て

福岡市に所在する板付基地に関し、かねてより格別なる御配慮をいただき深く感謝致します。

福岡市民は既に板付基地は米軍の基地縮小方針により予備基地となつたものと考えていたのでありますが、昭和43年1月のプエブロ事件以来板付基地にF4ファントム戦闘機が多数飛来し、第一線基地の状況を再現していたやさき、九州大学構内墜落事故が発生したのであります。

福岡市長としては、本市のような既成大都市の中に依然として基地があることは80万市民のために不適當であることをうつたえ

1. 米軍第一線機の板付基地使用を即刻とりやめること。
2. 市街地に極めて近接した板付軍事基地は早期移転をはかること。

以上2点を強く要請致したのであります。

政府においては、米軍機の板付使用について慎重を期する旨の発表が行なわれると共に板付基地移転方針を決定され、米国側の了承も得ておられるときき、深く感謝致しております。

しかしながら、米軍機の離着陸は依然として続き、最近においては、R F 101が常駐している現況であり、このため市民の日常生活の不安は全く解消されていないのであります。このため福岡市長として再度板付基地移転について政府の意向をたしかめたくここに要請するものであります。

防 官 総 第 2 1 4 2 号

昭和43年8月15日

福岡市長 阿 部 源 蔵 殿

防衛庁長官 増 田 甲子七

米軍機の墜落事故について（回答）

板付基地移転のご要望については、この飛行場が人口稠密な都市に接しているという、特殊事情にかんがみ、昭和43年6月11日基地問題閣僚協議会において、同飛行場の移転を前提として、そのための代替地を前向きで検討することが了解され、米側も適当な代替地が提供されれば、移転に応じる意向を明らかにしている。

また、この板付基地の安全使用については、6月2日米軍に対し、この事故発生後その原因が判明し、対策が樹立されるまでの間、訓練飛行を中止されたい旨の申し入れを行なってきたところ、6月6日の日米合同委員会において米軍は絶対必要の場合を除き、夜間飛行はしないと声明し、ついで、6月20日の日米合同委員会において、板付基地の使用については一層慎重を期することが合意された。

当庁としては、基地問題閣僚協議会において了解された政府の方針に則つて、板付基地の移転先等について鋭意検討をすすめるとともに、同基地の安全使用についても、米側と緊密に連絡をとりつつ、これが確保について引き続き努力を払う所存である。

2. 市議会関係

板付飛行場の軍事基地撤退並びに国際空港指定 についての決議

講和条約の発効に伴いわが国民は名実共に独立国家としての主権を恢復し、再び平和を享受し得る喜びに浸っている時、独り板付飛行場隣接地帯の住民のみ、身近に朝鮮動乱の脅威を痛感し、物凄い爆音に安眠を妨げられ、学童は勉学を妨げられ、平和への幼い心を蝕まれ或いは飛行事故のため、あたら貴い人命を喪う等日常生活を混乱され、絶えず戦争の恐怖におののいていることは、まことに寒心に堪えない処であります。

政治、経済、産業、文化は航空網の充実により、飛躍的發展を遂げることは、云うまでもない事であり、九州の枢要の地位を占めるわが福岡市に国際空港が招致されることにより受ける各般の恩恵はまことに多大なものがあるのであります。

幸にして、この屈指の施設を誇る板付飛行場が平和繁栄の基地として流用され、国際空港として指定されれば本市勢の發展のみならず、全九州の飛躍的發展は期してまつべきであります。

更に、本市の都市形成の上より見るときは、市東南部地区はその立地条件より本市の産業地帯としての性格をもつて、漸次發展を遂げつつあり、博多港湾の整備充実に相まつて、その繁栄を約束づけられている地域であり、本飛行場が軍事基地として存在する限り、この東部への産業繁栄は阻止され本市勢發展上憂慮にたえない次第であります。

平和国家として独立を恢復し、世界人類の安寧と進歩に貢献することを決意いたしました国民といたしまして、戦争の脅威をさけ市民生活を享受する権利を強く主張し、ここに板付飛行場の軍事基地撤退、国際空港の指定を懇請する

次第であります。

なお本飛行場の名称につきましては、その所在地は那珂町字「板付」となんら関係なく、福岡市地域内にありますので「福岡飛行場」と改称されることを切望いたします。

以上決議する。

昭和27年12月3日

福岡市議会

日本航空沖縄線板付空港寄航についての決議

日本航空株式会社は、本年2月5日より東京－那覇間直通路線を開設運航中であるが、沖縄諸島は元来西日本特に九州と産業並びに経済上密接不可分の関係にあり、その生活圏を等しくしていたものであり、戦後に於てもその生活必需品の9割を日本製品に依存し、その供給源としての九州の地位は、距離的にも又その沿革から見ても東日本よりは格段の利点があり、更に郵便物等の往復通数も極めて多数に上り、貨客の往来の利便、交易の活発化を図る上から、沖縄線の板付空港寄航は地元九州のみならず沖縄諸島に対する政治、文化、経済その他あらゆる面において、公益上多大の貢献をもたらすことを確信すると共に、沖縄地元民も亦本路線の板付寄航を熱烈に望んでいる実状に鑑み、本市議会は満場一致をもつて沖縄線の板付空港寄航を切望するものである。

以上決議する。

昭和29年3月

福岡市議会

日本航空の板付空港使用存続並びに国際空港誘致について
の決議（昭和29年11月26日 市議会）

本市議会は、去る昭和27年12月「板付飛行場の軍事基地撤退並びに国際空港指定についての決議」を、更に本年3月「日本航空沖縄線板付空港寄航についての決議」を行ない、同飛行場の平和的利用の拡大並びに民間航空の拡充強化による九州産業、経済の隆昌、国際交通による文化の交流、海外新知識の摂取等を強調いたしましたのでありますが、今般突如日本航空使用を取止めるよう極東空軍司令部より申入れがあつた由仄聞いたし、極めて遺憾に存する次第であります。

空軍機発着の増加による騒音の激化は、学校授業に甚大なる妨害となり、日本航空の使用不能による本市並びに九州地区における政治活動が鈍化することに対し、本市議会は市民と共に重大な関心を持つものであります。

貴当局は右の趣旨を充分御賢察の上格別の配慮を賜わり、日本航空の板付空港使用存続並びに国際空港誘致について、その実現を図られるよう本市議会満場一致の議決をもつて、本書を提出します。

米 国 極 東 空 軍 司 令 部 御 中

F 1 0 0 ジェット機持込み反対の決議

福岡市 55 万市民は数年来板付軍事基地の移転を念願し数次にわたり移転陳情の運動を続けており全市民こぞつてこれが移転の速やかに実現されんことを念願しているものである。 (略)

然るに今回更に極東空軍に於ては作戦部隊を最新鋭機をもつて整備するため小型原爆をも積載出来得るところの F 1 0 0 スーパーセーバージェット機を板付軍事基地に配属する旨の言明があつた。 (略)

我等はここに福岡全市民の安寧を護持し、将来の幸福を念願するため板付軍事基地の早期移転を強く要望するとともに今般の新鋭ジェット機の板付基地配属を反対する。

昭和 31 年 9 月 29 日

福 岡 市 議 会

板付基地の拡張に反対し早期移転を要望する決議

米軍板付基地は福岡市の都心部に近接し、その騒音被害一つをとつてみても、全市の人口、面積の約 3 分の 1 以上の広範囲に及んでいる。

基地の存在が常時、本市の市民生活や都市発展に及ぼしている障害の甚大であることは、過去における幾多の事例や調査結果が如実にこれを物語っている。周知のとおり、本市議会は、昭和 30 年 6 月以来、平和で住みよい福岡市の発展のため、軍事基地板付飛行場が大都市福岡の都心部から早急に移転するよう板付基地移転促進協議会を結成し、全市民運動を提唱して、その都度政府及び国会並びに米軍当局に対し意見具申を行なつてきた次第である。

ところが、本年2月の政府発表によれば、飛行場北端部に新たに進入灯用地として約2,600坪を確保し、その前後左右両面の約6万坪の広大な農地を航空障害物制限区域に指定するとともに、更には主要滑走路1,000フィート延長を行なうなどの一大拡張計画が明らかにされたのである。

それとともに飛行場南端部においても、板付国道から上月限間の県道と交叉して滑走路の延長計画が用意されているとの風評もあり、地元民からは、やがて県道の交通が事実上遮断されるのではなかろうかとの不安が表明されている。

以上の事実は、平和と幸福を願う福岡70万市民の板付基地移転の悲願に逆行するばかりでなく、F104C、F105等の原水爆搭載可能な大型米軍ジェット機の配属を容易ならしめること火をみるよりも明らかである。加うるに最近における軍事科学の発達によるロケット兵器の完成に伴い、都心に基地をもつ福岡市民の不安と恐怖は、また格別なものがあるばかりでなく、機種の大規模化に伴い、過去数年間多額の国費と市費を投じて実施して来た基地周辺小、中学校、病院等公共施設の防音工事その他の諸施策は、全面的に再検討を迫られる事態に立ちいたることも明瞭である。

従つて、本市議会は福岡市民の生命の安全と利益を守り、さらには世界平和を念願するという立場から、ここに70万市民を代表して、政府が直ちに板付基地の拡張を中止し、早期移転の実現を図られるよう強く要望するものである。

以上決議する。

昭和36年3月31日

福岡市議会

米軍ジェット機墜落に抗議する決議

米軍板付基地は都心部に近接し、本市の市民の生命、財産や都市発展に及ぼしている影響の如何に甚大であるかは、過去30数件にも及ぶ悲惨な事故等が如実にこれを証明している。

更に軍事基地が存在するために戦争という一朝有事の際における市民の恐怖と不安は実に大なるものがある。

このような事態に鑑み、本市議会は福岡70万市民の生命の安全とその利益を守る立場から、再三再四関係当局に強くその早期移転を要請し続けてきたのである。

しかるに去る12月7日、米軍ジェット機が、本市香椎の民家に墜落し市民4名の尊い生命を奪い、民家数戸を炎上し、しかもその搭乗員は事前に無事脱出したのである。

われわれは、米軍ジェット機の墜落に伴う尊い生命と財産の損失による悲劇ならびに市民の生命への不安と恐怖を痛感するとき、事故を未然に防止しえなかつた関係当局に対し、厳重に抗議するとともに、板付軍事基地の早期移転と今回の被害に対して早急且つ又完全な補償を強く要望するものである。

以上決議する。

昭和36年12月12日

福岡市議会

基地周辺対策特別措置法の制定促進に関する意見書

基地の存在に起因する有形無形の被害は、その周辺地域における住民の正常な生活および活動を甚しく阻害し、またその地域周辺の発展に著しい障害を与えていることは周知の事実である。

このような事態に鑑み、本市議会は福岡 70 万市民の生活とその利益を守る立場から、再三再四関係当局に強く板付基地早期移転を要請しつづけてきたのである。

板付基地は、特に福岡市の都心部に近接しているため、本市市民の生命、財産や都市発展に及ぼしている被害や影響の如何に甚大であるかは、過去 30 数回にも及ぶ悲惨な事故等が如実にこれを証明しており、これらの被害に対し、国が直接的に補償および防止措置を講じる責任のあることは当然のことである。

かかる見地から、政府並びに関係当局におかれては、公共施設の整備等の間接的な代償および代替措置は勿論のこと、周辺地域の民生安定のための諸施策を積極的に推進すべく早急に基地周辺対策特別措置法を制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出する。

昭和 37 年 10 月 31 日

福岡市議会副議長 渡 辺 茂

米空軍ジェット戦闘爆撃機 F 105 の板付基地配置に反対する決議

去る 5 月 7 日、米空軍は水爆搭載用戦闘爆撃機 F 105 を 75 機板付基地に配置する旨発表し、その一部 10 数機はすでに 12 日到着し、福岡市 70 万市民に

対し多大の不安と恐怖を与えている。

板付基地は福岡市の中心部に位置し、本市市民の生命・財産や都市発展上重大な支障を与えていることは過去における悲惨な事故が如実にこれを証明しており、本市議会は再三再四板付基地の早期移転を強力に要請してきたのである。

しかるに今回なんらの事前協議もなく、水爆搭載用戦闘爆撃機 F 1 0 5 が突如として配置され、市民に新たな脅威を与えていることは誠に遺憾である。

さらにまたこれが配置により騒音は倍加し、ようやく整備してきた防音教室等の設備も無意味なものとなり、ことに F 1 0 5 が水爆搭載用最新鋭機であることは核兵器の持込み並びに一たん事ある際他からの核攻撃を誘発する原因となることは火をみるよりも明らかである。

よつて、われわれ福岡市議会は市民の平和な生活を守るため、かかる水爆搭載用戦闘爆撃機 F 1 0 5 の板付基地配置に絶対反対すると共に、現在配置されている同機を即時撤去されるよう強く要請する。

以上決議する。

昭和 3 8 年 5 月 2 3 日

福岡市議会

駐留軍労働者雇用安定、離職対策拡充強化促進に関する意見書

今般、在日米軍の配備変更に伴い、板付基地は大幅に機構縮小されるところとなり、基地労働者の解雇計画が昨年 1 2 月 3 1 日、日米共同声明により明らかにされ、本年 3 月 1 3 日、防衛施設庁並びに現地司令官により、本年 6 月末までに基地労働者約 1,900 名を 5 月 1 0 日に 450 名、5 月 2 8 日に 400 名、更に 6 月 3 0 日 1,050 名の 3 回にわたりさみだれ式の解雇が発表され、大量の離職者が出ることとなつた。

政府の雇用労働者である駐留軍労働者は、米軍の駐留条件の変更に伴い、解雇を余儀なくされる労働者であり、このため政府においても「駐留軍関係離職者等

「臨時措置法」を制定し、やむなく離職する者に対する救済策を講じられているが、今次発表の大量解雇が明らかにされている今日においては、現法では極めて不備な点が多く、基地労働者の雇用安定を政府の責任において期せられるよう法律を制定されることが当面の急務であり、更に同法施行令の改正を併せ、これが促進をはかれ次の諸点について善処されるよう要請する。

記

1. 駐留軍労働者の雇用確保、促進をはかるため「雇用安定法」をすみやかに制定すること。
2. 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」を次のとおり改定すること。
 - (1) 特別支給金を増額すること。
 - (2) 雇用奨励制度を適用し、離職者の再就職を容易にすること。
 - (3) 昨年12月31日共同声明発表以降の退職者に遡及実施すること。
3. 現行退職金制度を全面的に改定増額し、自己退職者に対する支給制限条項を撤廃すること。
4. 離職対策未確定の面からも、3回にわたるさみだれ式解雇を中止し、6月末一斉解雇を行なうこと。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和39年3月28日

内閣総理大臣
大蔵大臣
外務大臣
労働大臣
防衛庁長官

宛

福岡市議会議長 石村貞雄

福岡空港の国際空港化促進に関する意見書

本市議会は、板付基地の早期移転に関連して過去3回にわたって福岡空港の国際空港化への要望を決議した。

しかるに昨年12月以来の日米政府の公式発表によると、昭和39年秋までに、米空軍部隊のほとんど全部が板付基地から撤退また移駐することが明らかとなった。

福岡市が多年念願していた国際空港実現の好機が到来したわけである。

かねて、板付米軍基地が福岡市の発展と市民生活の一大障害となつていたことはいうまでもないが、これらの施設が平和的な国際空港に転換するならば、すべての施設がそのままその機能を發揮して日本の窓口としての優秀な空港となることは明白である。

福岡はその立地条件においてあるいは歴史的経済的見地からして、アジア大陸はもとより東南アジアに対する最も有利な日本の窓口である。

北海道の千歳、東京の羽田とともに、日本の対外空港として重要拠点であることは申すまでもない。

したがつて、福岡に航空路を求めようとする国は多々あるのであるが、今日に至るまでその意図はことごとく拒否されてきたのである。

ここにあたかも米空軍の撤退というこの好機に、福岡市民待望の国際空港を実現するための特別の配慮と措置を強く要望する。

以上地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和39年3月30日

運輸大臣
外務大臣
大蔵大臣
在日米軍司令官
板付基地司令官

宛

福岡市議会議長 石村貞雄

B52・C130その他米軍用機の板付基地の一方的使用に反対する決議

先にB52戦略爆撃機の飛来が通告されて問題となつていたやさき、さらに去る3日、C130戦略輸送機が突如板付基地に着陸し、市民に多大の不安と恐怖を与えている。

板付基地は福岡市の都心部に位置するため、都市発展上また市民生活の上に重大な支障をきたしており、本市議会は昭和30年より市民各界諸団体と共に板付基地移転促進協議会を結成し、これが移転促進運動を強力に展開してきた。

しかるに、今回なんらの事前通告もなくC130戦略輸送機が飛来し、市民に新たな脅威を与えていることは誠に遺憾である。

かかる事態は沖縄基地からベトナム爆撃のため、B52戦略爆撃機が進発していることとあいまって、市民の不安を増大せしめている。

よつて、わが福岡市議会は、このような市民の不安感情を除去し、市民の平和な生活を守るためかかる米軍用機の一方的板付基地使用に絶対反対する。

昭和40年8月6日

福岡市議会

米軍の博多港施設の一部専用並びに米軍用船の寄港に反対する決議

在日米陸軍輸送部隊は博多港の一部阜頭と上屋を米軍で専用したい旨申し入れてきた。

去る8月3日板付基地へ突如として飛来したC130戦略輸送機が問題化していたやさき、このような申し入れは、市民に更に多大の不安と恐怖を与えるものである。

博多港は、本市が多年にわたり巨額の市費を投入して営々として整備に努めたものであり、貿易港として飛躍的發展が期待されている今日、このような米軍の専用が認められるならば致命的障害となることは明らかである。

よつて、わが福岡市議会は福岡市の発展と市民の平和な生活を守るため、米軍の博多港施設の専用と戦略物資に関する米軍用船の寄港に絶対に反対する。

以上決議する。

昭和40年8月11日

福岡市議会

板付基地のF104の一時使用に反対する意見書

航空自衛隊新田原基地の修理のため、F104戦闘機の一部が、板付基地を臨時使用することを航空自衛隊が計画していると言われていました。

これまで板付基地の存在により、甚大な被害を受けた福岡市民が再び今回の計画によつて爆音による市民生活の支障をはじめ、飛行機事故の発生による生命、財産の危険など生活不安を起こすおそれがあります。

しかも、これは同基地が、米軍とともに航空自衛隊の基地化する懸念もあり、特に福岡市の都心部にきわめて近接しているという特殊事情を勘案し、板付基地への使用に強く反対するものであります。

以上地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和42年6月24日

福岡市議会議員 妹尾 憲 介

内閣総理大臣宛
防衛庁長官

米軍の第一線軍用機の板付基地使用に関する政府措置を要望する決議

今般、プエブロ号逮捕事件がおこつて以来、原子力空母エンタープライズをはじめとする艦隊が日本海に集結するなど情勢が緊迫し、また1月末以来のベトナム情勢と呼応して、板付空港にはアメリカが現在ベトナムなどの第一線で使用していると思われる軍用機F4ファントム、C130大型輸送機などが迷彩をほどこしたまま連日多数飛来し盛んに発着しています。

また、米軍当局は、民間航空機の板付空港使用禁止をほのめかすなどの異常な事態が起こつています。

このため、福岡市民の平和と安全な暮らしが脅かされるおそれがあり、市民を不安な状態におとしめています。

福岡市議会は80万市民の平和を願う意志を代表して、米軍第一線機の板付基

地使用を即時停止せられるよう政府の万全の措置を要望いたします。

以上決議します。

昭和43年3月4日

福岡市議会

米軍ジェット戦闘機墜落に抗議する決議

6月2日午後10時45分頃、米軍ジェット戦闘機が福岡市内九州大学構内に墜落炎上し、搭乗員は無事脱出したのであります。

現場近くには大学のコバルト照射実験室、同位元素総合実験室等の施設があり、さらに市営、公団の団地や民家が密集しており、また墜落機がF4ファントム第一線戦闘機であるところから市民に大きな衝撃を与えたのであります。

米軍板付基地は、世界にその類例を見ない大都市の中心部に存在し、基地による被害は去る36年12月香椎の民家に米軍ジェット機が墜落し、市民4人の尊い生命が失われたのをはじめ、墜落炎上等事故30数件、その他枚挙にいとまなく、福岡80万市民の平和な生活を阻害し、生命、財産、教育等、市民生活に著しい影響をもたらしているのであります。

福岡市議会は、市民の生命、財産の安全を守る立場から、再三にわたり関係当局に板付基地の早期移転を要請してきたところであり、また本年3月には、米軍第一線機の使用停止を決議しているのであります。

われわれは米軍第一線機の墜落にともなう財産の損失ならびに市民の生命の不安と恐怖を痛感するとき、事故を未然に防止し得なかつた関係当局に対し抗議するとともに、米軍機の使用停止ならびに板付基地を即時取りのぞくことを強く要請するものであります。

以上決議します。

昭和43年6月3日

福岡市議会

EC121の板付からの即時撤去を要求する決議

現在、板付基地にはEC121電子偵察機4機が常駐しています。

一昨年 of プエブロ号事件、また昨年 of 偵察機撃墜事件は国際間の緊張の状態まで至らしめました。昨年11月の日米共同声明が「韓国の安全はすなわち日本の安全」とうたっていることでも明らかなように、朝鮮での事件は直ちに福岡市民を国際紛争に巻き込む危険性があります。

福岡市議会は、市民の平和と生命を守るために、EC121電子偵察機の板付からの即時撤去を要求します。

以上決議する。

昭和45年3月30日

福岡市議会

自衛隊の板付基地使用に反対する意見書

板付基地は、本年7月1日以降コントロールタワー等の飛行場運営業務が米軍から運輸省にひきつがれております。

ところが防衛庁は、沖縄返還後の西日本の空の防衛に板付はいぜん重要であるとの判断から、板付基地を自衛隊のスクランブル基地として使用する方針で、このため運輸省に対して、自衛隊機にとつて必要なクラッシュバリアーなどの非常用着陸制御装置の管理、自衛隊機専用の施設、区域の設置を要求しているとの報道があります。

これは福岡市民にとつて極めて重大な問題であります。福岡市民が今日までに熱

望してきたのは、板付から米軍をはじめとする一切の軍事的要素がとりはらわれることとであります。もし板付基地が自衛隊基地として使用されるとすれば、この市民の切実な願いをふみにじることであります。

よつて、福岡市議会は、政府が自衛隊の板付使用をみとめないよう強く要請するものであります。

地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出します。

昭和46年7月11日

内閣総理大臣
運輸大臣
総理府総務長官
防衛庁長官

宛

福岡市議会議長 妹尾憲介

3. 第12回日米安全保障協議委員会の発本文（要旨）

一、省 略

二、委員会は、在日米陸海空軍および関連在日施設、区域の若干の整理、統合につき全般的検討を行なつた。これらの問題については、従来より継続的に協議が行なわれていたが、今般正式に本委員会に提出されたものである。

三、省 略

四、省 略

五、委員会は、安保条約および地位協定のわく内における施設、区域の共同使用を含む次のような整理、統合計画を了承した。

（一）省 略

（二）省 略

(三) 板付飛行場

米国は、昭和46年6月末までに現在の活動を米空軍および海軍による限定的な航空機運航に縮小し、その専用する区域を大幅に縮減するとともに、主として同地域内の他の米軍施設に対する支援を内容とする米軍の運航上の必要をみたすため、本飛行場につき、共同使用の取決めが行なわれる。

本飛行場が第一義的に民間航空のために利用されることとなることにかんがみ、日本政府は、昭和46年7月1日以降本飛行場の運営および維持にかかる経費をその使用度に応じて米国と分担する。

日本政府は、準備が整い次第、遅くとも昭和47年4月1日までに本飛行場の運営および維持上の責任を負う。

(四) 省 略

(五) 省 略

六、委員会は、了承された前述の整理、統合計画の細目実施は、地位協定に基づき合同委員会を通じて行なわれることに留意した。

七、省 略

八、委員会は、また、前記第5項に掲げる主要施設に附随する関連施設の返還または移転を含む在日米軍施設、区域に関する諸問題につき、関係地元住民の福祉に妥当な考慮を払いつつ、両政府間で引続き一層の検討および協議を行なうことに合意した。

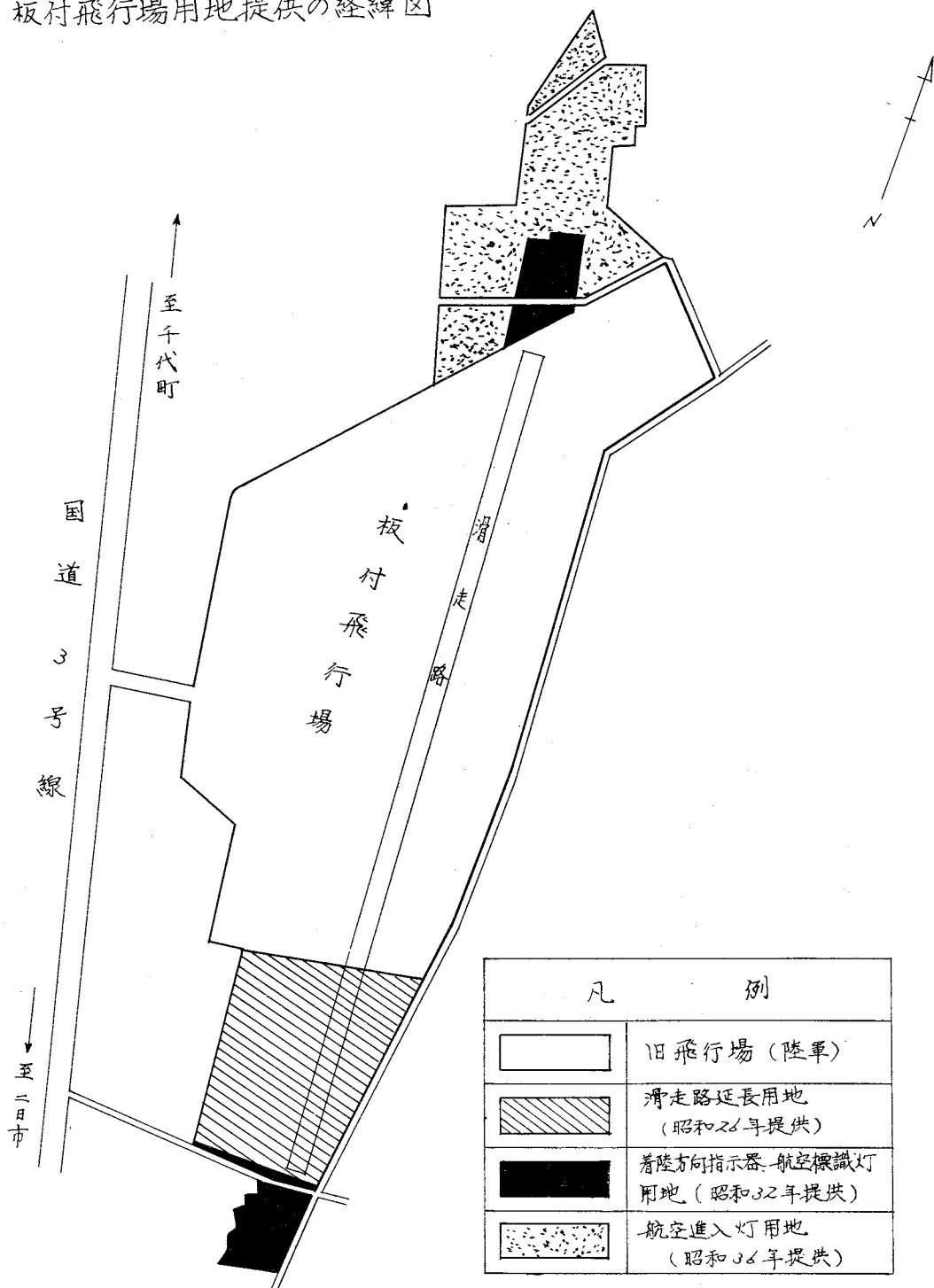
提 供 お よ び 返 還 の 経 緯

昭和47年1月31日現在

(単位 m^2)

区 分	提 供		返 還		現在提供面積
	年 月 日	面 積	年 月 日	面 積	
飛行場関係接收	20.11.29	2,510,000	31. 6.30 34. 8.15 42. 1.15 44.12. 6	3,500 2,800 6,200 17,700	2,479,800
県道中箱崎線	21. 1.25	39,000	47. 1.31	39,000	0
射 撃 場	21. 2. 1	83,000	"	83,000	0
オイルタンク地区	22.11. 1	78,000	"	78,000	0
弾 薬 庫 地 区	23. 1. 1	221,000	"	221,000	0
野 積 場 地 区	"	54,000	"	54,000	0
倉 庫 地 区	"	132,000	"	132,000	0
給 水 タ ン ク	"	12,000	"	12,000	0
立 入 自 由	"	1,833,000	35.12.21 47. 1.31	1,341,000 492,000	0
高 射 砲 陣 地	25. 7. 1	13,000	34.11.20	13,000	0
滑走路 (延長地区)	26. 4. 1	315,000			315,000
御笠川ポンプ場	26.11.18	3,000	46. 3.18 47. 1.31	200 2,800	0
着陸方向指示器	32. 3.26	74,000			74,000
航 空 標 識 灯	"	74,000			74,000
計 器 着 陸 信 号	32. 6.27	1,000			1,000
野 積 場 進 入 路	32.10.30	2,000	47. 1.31	2,000	0
鉄 道 側 線	34.12.22	22,000			22,000
航 空 進 入 灯	36. 8.18	304,000	42. 5.10	7,100	296,900
調 査 不 明 分		301,700	47. 1.31	72,400	229,300
計		6,071,700		2,579,700	3,492,000

板付飛行場用地提供の経緯図



航空保安施設一覧表

施設 の 名 称	概 要
航空交通管制塔	飛行場内（板付飛行場では滑走路の西側のほぼ中央部にある）にあつて送信所、受信所、自動方向探知、航空灯台、滑走路、誘導路の照明等の操作が出来るようになっている。
無線着陸誘導施設 ILS（計器着陸方式）	地上の電波信号を機上の計器で受け、これによつて操縦者が自機との位置や進入角を判断しながら着陸する方式である。 空港からは進入角を示すブライドパス電波、滑走路方向を示す電波を出している。操縦士はこの2つの電波によつて示される経路をはずさないように操縦すれば、確実に滑走路へ進入出来るのである。
レーダー進入施設 ASR（空港捜索用レーダー）	飛行場内に設置され、数個のレーダー群により航空機を捕捉し、捕捉確認後は最短距離で飛行場に誘導する施設で通常100km以内にあるすべての航空機に対し有効で特に悪天候の際は活躍する。
無線着陸誘導施設 GCA（地上管制着陸方式）	地上管制員が飛行場にある精密なレーダーで、航空機の最終進入の正確な位置をとらえ、極超短波無線電話で操縦士に指示を与えるもので、操縦士はその指示に従つて航空機を操作し滑走路へ進入する。
無線着陸誘導施設 DF（方向探知機）	飛行場にあつて航空機のコンパスが故障したような場合、航空機から電波を発射させ、その到来方位を測定するもので、離着陸補助誘導装置として使われるほか、航空機からの要請があれば、その方位を知らせることによつて航空機は方位や位置を知ることが出来る。

施 設 の 名 称	概 要
1 無指向性無線標識 ホーマービーコン	航空路に配置してある無線局から発射する標識電波を航空機がとらえて、ビーコン局の方向を知るもので、2つ以上のビーコン局の方向を知ることによつて、自機の位置を知ること出来る。
航空灯火	主として夜間の可視標識を指すが、飛行場が計器着陸状態にある場合などにも使用される。この一部には昼間可視標識として役立つよう考慮がなされている。 滑走路灯、誘導路灯、飛行場灯台、障害灯、進入灯
その他	着陸非常用防柵（クラッシュベリヤー） 航空気象観測施設

(六) 飛行場周辺の建造物の高度制限

板付飛行場周辺の建造物の高度制限については、板付飛行場が現在米軍の管理下にあるため日本国の航空法の適用を受けないので、米軍の航空規定を参考に行政指導が行なわれている。

米 軍 航 空 規 定

区 分	名 称	規 格
滑 走 路 R / W	長 さ 幅	3,048 m 61 m
着 陸 帯	長 さ 幅	3,658 m 457 m
誘 導 路 T / W	幅	15 m - 23 m
水 平 表 面	標点よりの半径の長さ 高 さ	滑走路南北両端より 2,286 m 55 m (海拔)
進 入 表 面 (滑 翔 角)	長 さ 内 側 底 辺 の 長 さ 外 側 底 辺 の 長 さ 勾 配	{ 南端 7,620 m (クリヤーゾーンより) 北端 7,894 m (") 457 m { 南端 2,667 m 北端 2,747 m 1 / 50
進 入 表 面 (水 平)	長 さ 高 さ	滑翔角進入表面外側底辺より { 南 7,620 m 北 7,346 m { 南側 156 m 北側 162 m
転 移 表 面	勾 配	1 / 7
円 錐 表 面	勾 配 標点よりの半径の長さ	1 / 20 4,420 m
外 側 水 平 表 面	標点よりの半径の長さ	13,560 m
標 点	位 置 高 さ	滑走路南北両端 北 4 m 南 9.4 m

(七) 飛行場用地

板付飛行場用地はこれまで年々拡張されてきて、昭和47年1月31日現在3,492,000 m^2 にのぼる土地を米軍に提供しており、その内訳は国有地1,785,500 m^2 、民公有地1,706,500 m^2 である。

民有地および公有地については、土地所有者と国との間に賃貸借契約が締結され、賃借料を支払うことによつて国が借地し、国有地とともに米軍に提供するという形をとつている。

現在、民有地の土地賃貸契約件数は392件で、これら所有者は「板付基地対策協議会」「板付飛行場土地所有者組合」および「席田耕作者組合」等を結成している。

飛行場用地は戦後の接收時から占領状態終結時(昭和27年)まで、ごく一部をのぞいて殆どすべて民有地であつたが、昭和31年度から逐次国が買収ははじめ、昭和45年度までの15年間で2,773,000 m^2 を買収した。

民有地に対して国が支払う賃借料は年度毎に改訂され、単価も年々高くなつてゐるが、まだ周辺地に比較して安いことから、地主の大きな不満を買つてゐる。

また、民有地の買収も土地返還の見込みが全然立たないことから、地主の側も、国による土地買収の動きに応じ、その土地を手離す傾向にあるが、買収価格の安さが障害となつて実際に土地を手離す人は少なく、現在においても民有地は飛行場用地349万 m^2 のうち約40%(139万 m^2)という大きな比率を占めている。

飛行場用地内訳

(昭和47年1月31日現在)

区 分	面 積	備 考
大蔵省普通財産	1,669,337 m^2	
総理府 "	115,105	終戦処理費で取得した土地
農林省 "	1,065	国有農地
公 共 用 地	313,891	道路および水路敷等
民 有 地	1,392,637	
計	3,492,035	

土地借料の推移

年度	面積	金額	旧農地3.3㎡当り単価	対前年度比上昇率
32	4,838千㎡	52,788円	59.83円	%
33	4,841	67,435	71.21	19.0
34	3,980	55,873	80.98	13.7
35	2,086	58,802	100.36	24.5
36	1,884	63,002	116.48	16.1
37	1,874	68,317	126.53	8.6
38	1,647	70,033	144	13.8
39	1,647	93,965	194	34.7
40	1,610	115,038	239	23.2
41	1,571	136,320	289	21.3
42	1,558	153,976	335	15.5
43	1,547	191,609	423	26.3
44	1,539	230,587	513	21.3
45	1,524	279,189	625	21.8

土地買収の推移

年度	面積	金額	場内3.3㎡当り単価	対前年度比上昇率
31	333千㎡	113,689円	1,650円	%
32	242	76,231	—	
33	497	333,842	2,210	
34	526	391,724	2,560	15.8
35	526	379,633	3,040	18.7
36	298	312,731	3,920	28.9
37	142	190,028	4,600	17.3
38	94	135,990	5,550	20.7
39	交渉不調のため未買収	—	国提示価格 6,800	22.5
40	37	100,009	8,900	30.9
41	37	115,435	10,200	14.6
42	13	49,184	12,700	24.5
43	11	54,569	15,950	25.6
44	8	46,459	20,300	27.3
45	9	73,972	25,600	26.1
計	2,773	2,373,496		!

三 被害の状況

(一) 米軍機事故による被害

昭和20年10月から46年9月までの間に板付飛行場を中心に飛行機の墜落および炎上、不時着等の事故が多数発生し、福岡市民は日夜生命、財産の危険にさらされかつ、不安の中に生活してきた。

また、事故等の大半は飛行場周辺の進入表面下、転移表面下において生じているが、このことが飛行場周辺の開発発展を著しく阻害している。

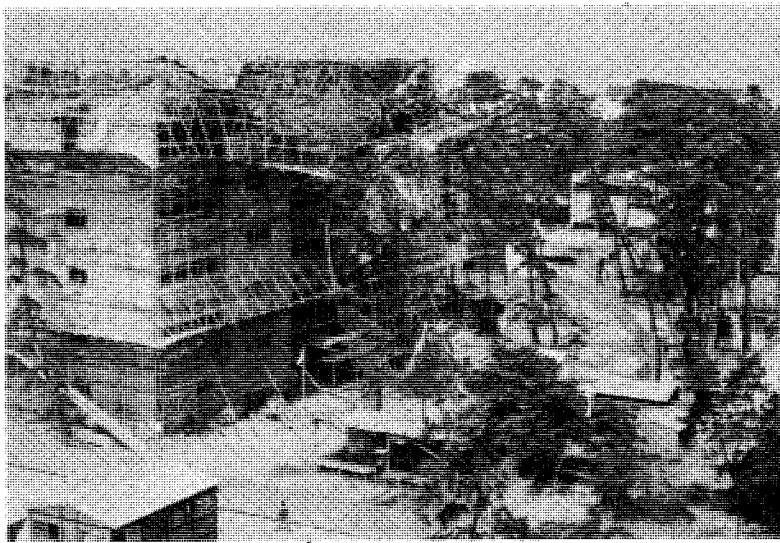
米軍機の事故による被害

(昭和20年10月～47年1月31日)

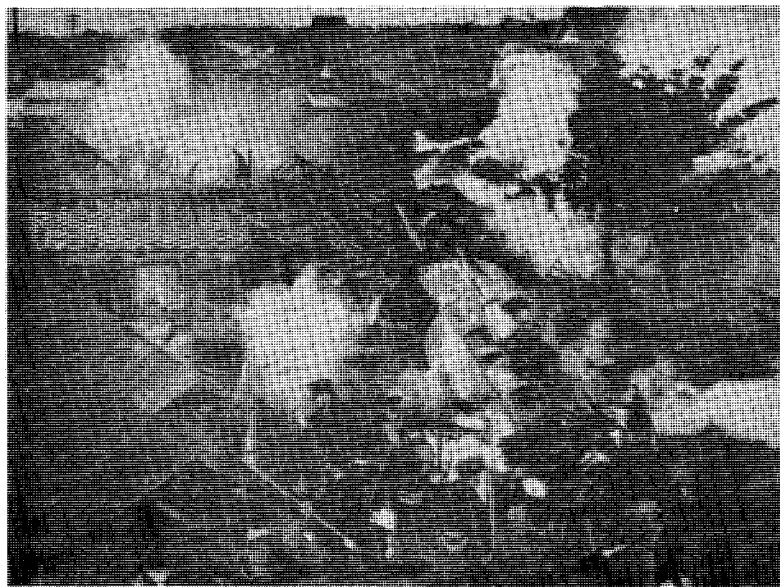
発生地区別	事故・被害種別	事故種別										被害種別					件	滑走路中心より25km以内の福岡市、筑紫郡、粕屋郡、三井郡等
		墜落および炎上	不時着	ヘリコプター、無人機墜落	模擬爆弾落下	補助タンク落下	射落機銃およびロケット弾誤	吹流しロープの落下および接触	衝撃波および爆風	その他	計	人身		家屋				
												死	負傷	全壊	一部			
北側 (二股瀬)		14	5		2	1	1	9	1	4	37	15	6	3	24	91	滑走路北端より4km以内の福岡市内	
南側 (月隈)		7	3		4	3	1	6	1	5	30		3	3	10	81	滑走路南端より4km以内の福岡市および筑紫郡の一部	
その他		13	3	3	5	9	4	4		6	47	5	4	7	43	131		
計		34	11	3	11	13	6	19	2	15	114	20	13	13	77	303		

(二) 航空機騒音による被害

1. 昭和25、26年の朝鮮動乱当時はプロペラ機でその騒音も90～95フォン程度であつたが、26年F86ジェット戦闘機の配置により100～110フォンと騒音度が高くなり、32年～33年はF100の配置により、120フォン、ついで34年～35年はF102の配置により125フォン、



R F 4 が墜落した九大構内



F 1 0 0 が墜落した香椎の民家

38年～39年にはF105の配置により130フォンと騒音度は最高に達し、騒音頻度も1日200～300回にのぼった。

しかし、44年5月米軍機の撤退により板付飛行場は予備基地化され、その後飛来していたEC121も46年2月に韓国へ移駐したので、現在板付飛行場には米軍機は常駐しておらず、米軍機による騒音はほとんどなくなった。

2. 航空機の飛行コースが本市市街地上空の人口稠密地帯にあるため、騒音の及ぼす被害影響地域は広範囲にわたっている。被害地域を学校防音の適用基準でみると、滑走路を中心に南北8km、東西各4kmにわたっており、関係地区住民は常時騒音下にあり、学習、会議、講習会等の催物、電話応答における聴取困難、あるいはテレビ、ラジオの難視聴等の各種の被害を蒙り、自動車等の都市騒音とともに生活環境を阻害されている。

騒音による被害影響地域の面積と人口

区 分 地区別	面 積		人口(45年10月)	
	実 数	比 率	実 数	比 率
全 市	254.48 km ²	100.0%	853,271 人	100.0%
影響が予測される地区	77.04	30.3	384,491	45.1
そ の 他 の 地 区	177.44	69.7	468,780	54.9

注) 騒音被害の影響が予測される地区は1級および2級防音改築工事対象校区域とする。

(三) 地域発展の阻害

433万 m^2 に及ぶ板付飛行場と、530万 m^2 にわたる雁の巣空軍施設の存在は、都市化のゆがみを生じている。

板付飛行場とこれを中心とする周辺一帯は将来準工業及び工業地帯として発展が予測され、また東側丘陵地帯（弾薬庫地区等）はこれら工場地区に働く人々の住居地区として開発が期待されていたが、基地設置のため実現をみないまゝ都市計画の用途地域の大巾な変更を余儀なくされた。

このことは基地の相次ぐ拡張とジェット機騒音及びその危険性等と相俟つて都市計画上つぎのような問題を提起している。

この地域は本市都心部より僅か3Kmの地点に位置し、鹿児島本線、国道3号線等主要陸上交通機関が本市中心部を南北に走っているにもかかわらず、この線を境として本市東部一帯、特に飛行場周辺地区は、本市西南部の市街地化に比し著しく遅れており、地区の開発および土地の財産価値が著しく抑制されている。

また一方、本市中心部より、9Kmの地点に位置する雁の巣空軍施設とその周辺一帯は玄海国定公園に隣接し、市内でも屈指の景勝地として知られ、従前より大レクリエーション緑地地帯として開発が期待されているが基地があるため都市計画推進の停滞を余儀なくされている。

人 口 の 推 移

（昭和30年＝100）

出張所別	昭和30年		昭和35年		昭和40年		昭和45年	
	人 口	指数	人 口	指数	人 口	指数	人 口	指数
福岡市	569,420人	100	661,395人	116	749,808人	132	853,271人	150
西 新	41,767	100	54,835	131	66,328	159	94,209	226
田 隈	6,002	100	6,795	113	9,526	159	18,145	302
草ヶ江	36,032	100	56,966	158	78,479	218	96,349	267
臼 佐	7,351	100	11,805	161	18,562	253	30,480	415
席 田	6,789	100	7,481	110	9,854	145	14,567	215
多々良	4,315	100	6,687	155	10,104	234	22,042	511
和 白	7,985	100	8,601	108	10,953	137	13,139	165

農 地 の 転 用 状 況

(単位 ha)

区 分	農 地 転 用 面 積					平均1カ年	46年
	42年	43年	44年	45年	計	転用面積	耕作面積
福岡市	198.54	192.96	251.88	281.48	924.86	231.22	5,224.61
原	23.16	18.64	37.95	33.75	113.50	28.38	230.34
田 隈	21.96	14.99	21.56	43.85	102.36	25.59	333.00
樋井川	13.38	17.86	15.93	15.67	62.84	15.71	157.00
日 佐	10.98	11.55	13.72	17.73	53.98	13.50	170.58
席 田	15.64	4.90	6.45	8.32	35.31	8.83	214.25
多々良	7.19	16.02	13.90	20.67	57.78	14.45	377.33
和 白	7.24	4.12	27.79	12.23	51.38	12.85	163.00

(四) 農業経営上の障害

基地から受ける諸制約と、物心両面にまたがる被害は、基地周辺における産業構成の固定化を招き、板付飛行場周辺における農業経営の場合、土地提供による耕作面積の大巾減少、通作距離の遠隔化等の被害は零細化した農業経営打開に大きな支障となつている。

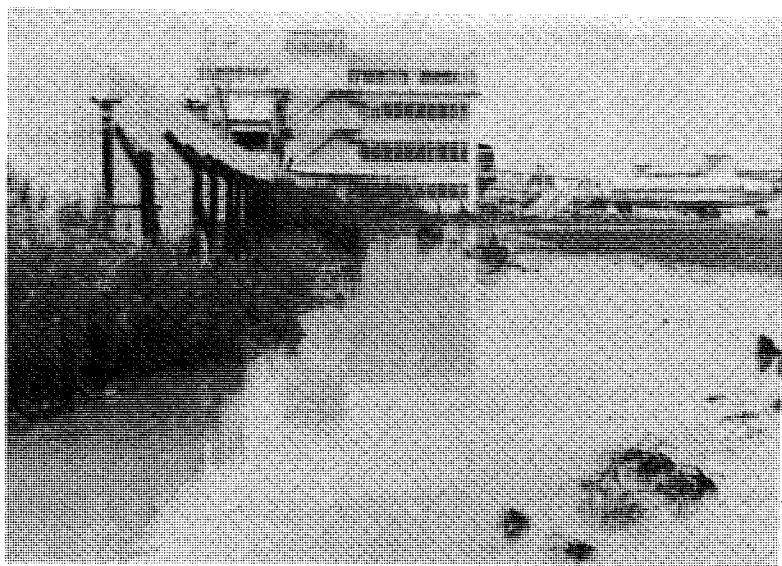
(五) 生活環境上の障害

広大な基地施設の設置とその運用は、周辺地区住民の日常生活環境に諸般の支障をもたらしているが、とくに、南北4Kmに及ぶ板付飛行場諸施設により次のような支障を来たしている。

1. 道路の潰滅および切断により都市方面への通行は迂回化を余儀なくされ、通勤、通学、買物等に不便をきたしている。
2. 用・排水路の潰滅および切断に伴う流れ系統の変化のため、排水の円滑を欠き環境の非衛生化を招いている。
3. 飛行場、弾薬庫、オイル、タンク等の設置にともない飲料用地下水が濁濁し又は汚染され、一方では周辺住民は日常生命財産の危険にさらされている。



県道（志賀一和白線）を往来する米軍関係車輛



用・排水路を溢れ出た雨水が飛行場の一部を浸水

(六) 射撃訓練による被害

1 雁の巣空軍施設水域における射撃訓練の度重なる実施のため、当該沿岸海域を漁業区とする関係漁民は、操業を制限され、損失を受けている。

(七) 航空機騒音にともなう人身影響調査

この調査は板付飛行場周辺における航空機騒音が人体の生理に及ぼす影響に関する資料を得ることを目的とするもので、調査対象は騒音の影響が特に大きい席田、月隈校区と影響が予想されない長尾校区を対照地域として選定し、そこに居住する一般健康人を対象にした。

実施方法は福岡市が福岡防衛施設局の委託をうけ九州大学医学部において昭和36年度から調査実施したが、昭和44年2月九大学生紛争に絡んで九大が本調査の継続を断つたため、約8年間にわたって調査した結果を中間報告書にまとめたものである。

しかし、この種の調査においては体系的方法論が未だ確立されていないため、試行錯誤的作業要素が多く、問題点の整理が予期どおり進まなかったこと、及び44年度以降に計画していた調査が実施できなくなつたため、最終的な結論を得るまでには至らなかつた。

なお、人身影響調査中間経過報告書の内容はつぎのとおりである。

1. 一般健康状態調査(第一内科)

(1) 心理テスト

自己記入による質問紙法では、不安、抑うつ、怒りなどの神経症的訴え、不眠、疲労感などの機能的な面での訴えが多いのが特長である。

しかしながら器質的な疾患の既往歴、現症においては意義づけることのできる差はみえなかつた。また心理的な変化にしても典型的な神経症の訴えとは趣きを異にする。この際質問紙法による調査としては、主観

的な要素が入り易いことを考慮すべきである。

また、投影法でも決定的な結論を得るに至っていない。

(2) 音刺激に対する生理反応

音刺激に対する生理反応を自律神経系の反応として、脈波、呼吸数、血圧、脈はく数、精神電流現象で測定した。その結果反応の程度は年齢や性差によつてそれぞれ特徴があるが、被害対照両地区の間に一定の傾向を認めることはできなかった。また、運動等の反応をまばたき現象で中枢神経等の反応を脳波によつて測定したが、これも上述のものと同様の結果が得られた。

(3) 高血圧の発生について

高血圧症の発生率を両地区で比較し、中年層において被害地区に多い傾向を認めたが高血圧症の発生には食餌、社会、経済条件をはじめとする多くの要素が深い関係をもつので、これらの諸因子についての検討を必要とする。また高血圧症に罹っている対象についての精密検査（心電図、眼底、尿、血清コレステロール、血圧）においては両地区の間に差は認められなかった。

2 母乳分泌乳幼児発育と学童の一般健康状態および発育調査（小児科）

(1) 母乳分泌

騒音のためにもし母乳分泌が減るとすれば、騒音地区では人工栄養児の率が増しているはずである。また母乳栄養児だけをとつてみると騒音地区の方で発育がわるいはずである。しかし、36、37、38年にわたつて広く調査したところ、そのような傾向は認められなかった。したがつて騒音のために母乳分泌が減っているということとはできない。

(2) 乳幼児発育

身長、体重、胸囲、頭囲、首のすわり、坐りはじめ、生歯、這いはじめ、つかまり立ち、ひとり歩きの時期について調べたが騒音地区でとくに劣つた点はなかった。

(36・37・38年)

(3) 学童の身体発育

36、37年度に小学校1・2年生の身長、体重、胸囲、坐高のほか視力、睡眠時間、むし歯について調査したが騒音地区で劣っている点はなかつた。38年度には学童の発育加速現象(いろいろな刺激のために小児の発育が年々早くなつていくこと)について調べたが、この現象が騒音地区にとくに異常におこっていることは考えられなかつた。

(4) 月経初潮

騒音地区、都心対照地区、郊外対照地区に分けてしらべたところ、初潮のもつとも早いのは都心地区で他の2地区はほぼ同様であり、騒音の影響は認められなかつた。

(5) 学童のパーソナリティ(性格傾向)

大伴氏人物画テストによつてしらべたところ騒音地区の男子には積極的、自己主張的な傾向を強く示すものが、対照地区よりも多いという傾向が見られた。しかし、ただ、1種類のテストだけで性格傾向を判断することは危険であるから、よりたしかなことを知るためには今後いろいろなテストをくり返して、更に研究しなくてはならない。

(6) 生体機能(学童健康状態)

人体は騒音などの刺激に対して自律神経の反応で答えるがその反応に急性のものと慢性のものがある。慢性反応をしらべるために起立性調節障害(めまいなどの症状をもつもの)や起立性たんぱく尿の率を調べた。起立性調節障害は騒音地区にやや多い傾向があつたが、調査法に難点があるためはつきり結論を出すことができなかつた。起立性たんぱく尿の率には両地区とも差がなかつた。また、騒音をきかせて、脈はく、呼吸、末梢血行状態(指尖脈波)などの急性反応を調べたが、その反応には両地区とも差はなかつた。ただ、両地区とも臥位でもつとも反応が大きく立つたり坐つたりしている状態では反応が小さいことがわかつた。

〔まとめ〕 以上をまとめると騒音は母乳分泌および小児の身体の発育にとくに悪影響を及ぼしていないようである。しかし、学童期において心

理面に影響しているのかもしれないという可能性がうかがわれた。この点は今後更に研究を続けたいとはつきりしたことが言えない。また騒音による呼吸、脈はくなどの一時的変化は、ほとんどすべての学童に同様にみられるものであるが、いつも騒音刺激を受けているために慢性の自律神経異常をきたすということは言えないと考えられる。

3 聴覚に対する影響調査（耳鼻咽喉科）

(1) 中学生についての調査

板付、東光中学と長尾、友泉中学を比較したが、20デシベルを撰別検査をすると東光中学の方が友泉中学よりこれにひつかかる率が大であつた。即ち聴力障害の発現頻度が大であつたが聴力検査の結果聴力障害の程度は両中学で差がなかつた。又、男生徒の方が女生徒より聴覚の域値（音がやつと聴える境目）が多少悪かつた。

(2) 成人についての調査

板付地区と長尾地区から20歳から70歳の男女を選んで聴力検査をして域値を調べた結果、若年者では両地区差はないが50歳以上になると板付の方が悪くなりそれも男に著明であつた。3年間にどれ位聴力の変動があるかを調べてみたが、両地区共に明らかな聴力の低下は認められなかつた。即ち聴力域値（音がやつと聴える境目）変動の割合はこの22カ月間で認めうる程度に早いものではなかつた。然し両地区の間で比較してみると長尾地区の方が低下の割合が大であつた。

これは長尾地区からは、もともと聴力の悪い人が調査に参加していたためでありアンケート調査からもこの事が明らかになつた。両地区で男女の比較をしたところ共に男の方が女よりも悪く、特に板付地区ではその差がはつきりしていた。この男女間の聴力差は世界どこでも同じ傾向である。このような年齢増加と共に聴力が低下する事を生理的聴力低下というが、今回の調査の結果を大阪大学と九州大学耳鼻科での正常者の年齢別聴力変動に関する報告と比較してみると、板付、長尾両地区共に、その正常変動範囲内に含まれる事が分かつた。即ち板付、長尾地区に差を認めるが、正常範囲を逸脱するものではない。

(3) 実験による調査

モルモットにジェット騒音を聴かせると、内耳からの反応電位が直後から低下するが、やがて恢復する。恢復しない中に繰り返し音を聴かせると半永久的な電位の低下をみた。人間に同様に騒音を聴かせて聴力の変化を調べてみたが、個人

差がひどく一時的に聴力の悪くなる人もあるし、逆に聴力が良くなる人もあつて一貫した成績は得られなかつた。又、ジェット機騒音を忠実に再現するのは技術的にも困難でかなり大がかりの設備を必要とする。

4. 精神疲労度（衛生学教室）

(1) 第一次実態調査（昭和38～39年度）中学校生徒の調査により、騒音地区に住む生徒は生活内容および、生活環境が対照地区の生徒と等しいと仮定すると学校における学習時にジェット機騒音によつて起ると考えられる精神疲労の増加および学習能率の低下が認められるが、また一方ではジェット機騒音に対する“馴れ”の現象がみられる様であつた。

(2) ジェット機の横田基地移転後の“第二次調査”（昭和40年～昭和42年度）は防音実験室で行つた。

○ 動物実験では騒音の大きさ、および持続時間において現実とはかけはなれた長期連続暴露を行ない、成長力、繁殖力およびホルモン系自律神経系に対する影響を観察したところマウスおよびモルモットの体重および出産力には影響が見られなかつたが、副腎の軽度肥大が認められ、騒音の下垂体副腎系に対する影響がみとめられた。

○ ラットの条件反射の実験では条件反射が失われてゆく過程で差がみられ、騒音が反射の消去をおくらせるようであつた。これは“馴れの問題”と関係すると思われた。

○ 被害地区中学校における騒音は70フアン以上のものが全授業時間の1/6あつたので、その騒音量をこえる85～95ファンの連続騒音暴露を人間に対して行ない、精神疲労、学習能率および生理反応（脈波、脈はく数、呼吸数）を実験的に観察し、騒音の影響が精神疲労を高め学習能率に影響をおよぼし、脈波の減弱と脈はく数の増加に若干の差が認められ、第一次調査で騒音地区中学生にみられた精神疲労の増大はジェット機騒音で起り得ると考えられた。

(3) 第三次調査研究（昭和43年度）では、聴力欠損のような病的変化を起さない比較的弱い断続的騒音による人身影響をみた。これは精神疲労を中心とした騒音の環境基準を設定するための限界量をきめる実験的研究で未だ総合的結論に達していない。この環境基準は広く騒音公害全般の基本的問題として重要である。

四 被害の補償状況

(一) 基地周辺対策補助事業

板付基地周辺地区は、これまで述べたように騒音、道路及び河川の損壊等の各般の障害を蒙つてきた。

市はこれらの障害を防止或いは軽減し、また周辺の民生安定を図るため防衛施設周辺整備法に基づき障害防止工事および民生安定施設等の基地周辺対策事業を国の助成により実施した。

板付基地周辺対策補助事業等実績（昭和26～45年度）

総 括 表

（単位 円）

区分	事業項目及び事業内容		事業費	財 源 内 訳	
				国 費	市 費
騒音関係事業	学 校 整 備	鉄筋改築工事33校、設計2校、講堂改築躯体工事3校	3,625,496	3,042,864	582,632
	病 院 整 備	第一病院鉄筋防音改築工事	176,792	141,205	35,587
	学習等供用施設	席 田 会 館	39,046	19,100	19,946
	そ の 他	建物移転補償金 2校 移 転 見 舞 金 1校	177,851	169,461	8,390
	小 計		4,019,185	3,372,630	646,555
施設提供関係事業	道 路 整 備	新 設 改 良 12路線 新橋梁改良1カ所	276,031	264,221	11,810
	排 水 路 整 備	新 設 改 良 10カ所	244,375	215,905	28,470
	農業用施設整備	新 設 改 良 7カ所 圃 場 整 備 3地区	185,319	153,706	31,613
	焼却場整備	東部焼却場移転	245,331	171,005	74,326
	水道施設整備	簡 易 水 道 2カ所 上 水 道 4カ所	353,332	19,313	16,019
	児童体育施設	雁の巣児童体育館	13,549	8,200	5,349
	返還財産補償	上牟田児童公園整備	4,146	4,146	0
	小 計		1,004,083	836,496	167,587
調査関係	人 身 影 響 調 査		33,321	33,171	150
	騒 音 度 分 布 調 査		3,513	3,513	0
	乳 牛 被 害 調 査		1,062	1,062	0
	農 業 実 態 調 査		200	200	0
	小 計		38,096	37,946	150
合 計			5,061,364	4,247,072	814,292

過去5カ年の基地周辺対策補助事業の推移

(単位 冊)

事業名 \ 年度	4 1	4 2	4 3	4 4	4 5	合 計
学 校 改 築	254,677	399,821	251,816	165,226	68,633	1,140,173
学習等供用施設	0	0	0	0	39,046	39,046
道 路 整 備	4,214	10,932	0	19,134	12,500	46,780
排水路 "	28,474	16,643	9,764	14,167	11,112	80,160
農業施設 "	8,666	40,907	15,224	13,313	30,011	108,121
水道施設 "	12,437	0	0	0	0	12,437
児童体育施設	0	0	0	0	13,549	13,549
返還財産補償 (上牟田児童公園整備)	0	0	0	0	4,146	4,146
騒音等調査	4,750	3,700	3,334	0	0	11,784
計	313,218	472,003	280,138	211,840	178,997	1,456,196

学校関係(その1)

(単位 冊)

学校名	施行年度	事業規模 (単位: m^2)	総事業費	財源分訳	
				国庫補助	市費
馬出小	32. 33. 35	RA_3 982 RA_2 4,115	37,311	36,822	489
千代小	32 34.36.37.38.39	$[RA_3]$ RC RA_3 RA_2 975 2,213 693 2,192	130,031	110,398	19,633
宮松小	33	$[RA_3]$ WA_2 4,780 2,028	133,681	118,975	14,706
箱崎小	33.34.36.37.38.39	$[RA_3]$ RC RA_3 RA_2 14,17 1,107 557 1,283	110,705	86,709	23,996
博多一中	33. 35. 37	RA_3 RA_2 175 1,959	18,911	17,204	1,707
福商高	33. 35.	RA_3 5,649	42,578	42,562	16
月隈小	34	$[RA_3]$ WA_2 2,596 1,199	73,575	64,590	8,985
東光小	34	$[RA_3]$ WA_2 3,646 1,719	103,010	92,782	10,228
東吉塚小	34. 35	$[RA_3]$ RA_3 WA_2 2,760 765 1,078	89,825	81,351	8,474
千代中	34. 35. 42	RC RA_2 WA_2 450 3,072 404	39,713	34,797	4,916
吉塚中	34.35.36.37	RA_3 RA_2 2,004 1,215	27,687	25,528	2,159

(そ の 2)

(単位 冊)

学校名	施行年度	事業規模 (単位: m^2)	総事業費	財 源 内 訳	
				国庫補助	市 費
席 田 小	3 5	[RA ₃] 1,931	57,524	51,817	5,707
板 付 小	3 6. 3 7	[RA ₃] 4,288 WA ₂ 2,009	146,748	134,002	12,746
吉 塚 小	3 6. 3 7	[RA ₃] 4517 WA ₂ 2,977	156,415	141,866	14,549
東 光 中	3 6. 3 7	[RA ₃] 7,375 WA ₂ 3,142	244,546	224,826	19,720
香 椎 中	3 6.3 7.3 8	RA ₂ 4,236	41,309	33,380	7,929
御供所小	3 7.4 1.4 2	RC 1,744 RA ₃ 257	51,632	39,058	12,574
千 早 小	3 7. 3 8	RA ₂ 2,238	18,745	14,824	3,921
堅 粕 小	3 7.3 8.3 9	[RA ₃] 3,579 RC 2,499 WA ₁ 2,445	194,148	175,870	18,278
那 珂 小	3 7.3 8.3 9	[RA ₃] 1,066 RC 2,627 WA ₂ 1,819	179,328	162,061	17,267
福 岡 中	3 7. 3 8	[RA ₃] 1,087 WA ₂ 4,001 WA ₁ 2,945	188,620	176,628	11,992
那珂南小	3 8. 3 9	[RA ₃] 1,396 RC 3,802 WA ₂ 3,455	167,748	150,707	17,041
名 島 小	4 0.4 1.4 2	RC 4,142 WA ₂ 3,095	120,557	93,762	26,795
那 珂 中	4 0	RC 3,542 RA ₃ 393 WA ₂ 413	100,179	69,317	30,862
東住吉中	4 0. 4 1	RC 4,219	105,867	78,833	27,034
箱 崎 中	4 0.4 1.4 2	RC 5,627 WA ₂ 2,647 WA ₁ 152 WAA 1,579	178,450	141,693	36,757
三 筑 中 (含養護)	4 0.4 1.4 2	RC 4,393 RA ₂ 675 WA ₂ 3,402	142,953	108,184	34,769
春 住 小	4 1. 4 2	RC 3,127	86,224	64,668	21,556
東住吉小	4 1. 4 2	RC 3,967	109,420	82,066	27,354
宮 竹 小	4 2. 4 3	RC 2,718	82,354	61,765	20,589
多々良小	4 2. 4 3	RC 3,504	111,190	83,392	27,798
日 佐 小	4 3. 4 4	RC 3,289	108,993	80,034	28,959
多々良中	4 3. 4 4	RC 5,164	156,886	116,014	40,872
宮 松 小 (講 堂)	4 5	(躯体工事)	20,852	14,701	6,151
東住吉小 (")	4 5	(躯体工事)	19,407	11,114	8,293

(その3)

(単位:千円)

学 校 名	施行年度	事 業 規 模 (単位:㎡)	総事業費	財 源 内 訳	
				国庫補助	市 費
名 島 小 (講 堂)	4 5	(軀 体 工 事)	18,155	12,901	5,254
三 宅 中	4 5	(設 計 費)	5,024	3,767	1,257
香 椎 小	4 5	(設 計 費)	5,195	3,896	1,299
合 計			3,625,496	3,042,864	582,632

備 考

i 音響の強度及びひん度等に関する規則(昭和37年11月1日施行)に基づく学校防音工事の種別

〔R A 3〕 一 木造校舎を鉄筋改築し、防音工事(二重窓)を施すもので、鉄筋改築および防音工事に対し国庫補助がなされるもの。

R A 3 一 既設の鉄筋校舎若しくは市費で鉄筋校舎を建築し併行して防音工事(二重窓)を施すもので防音工事に対し国庫補助がなされるもの。

R A 2 一 既設の鉄筋校舎若しくは市費で鉄筋校舎を建築し併行して防音工事(一重窓)を施すもので防音工事に対し国庫補助がなされるもの。

W A 2 一 既設の木造校舎若しくは市費で木造校舎を建築し併行して防音工事(二重窓)を施すもので防音工事に対し国庫補助がなされるもの。

W A 1 一 既設の木造校舎若しくは市費で木造校舎を建築し併行して防音工事(一重窓)を施すもので防音工事に対し国庫補助がなされるもの。

W A A 一 木造校舎を増築する場合、増築費及び防音工事費に対し国庫補助がなされるもの。

ii 板付飛行場周辺教育施設騒音防止対策関係事業補助金交付要綱(昭和40年7月17日施行)に基づく学校防音工事種別

R C 一 木造校舎を鉄筋改築するもので鉄筋改築工事に対し国庫補助がなされるもの。

iii 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱(昭和42年6月1日施行)に基

づく防音工事の種別

工事種別	内容	
	音響を防止し又は軽減する量	方法
1 級 工 事	35デシベル以上	改築，改造，併行及び移転
2 級 工 事	30デシベル以上35デシベル未満	改築，改造，併行及び移転
3 級 工 事	25デシベル以上30デシベル未満	改造及び併行
4 級 工 事	20デシベル以上25デシベル未満	改造及び併行
5 級 工 事	15デシベル以上20デシベル未満	改造及び併行

- (i) 改築 木造の施設を鉄筋コンクリート造の施設に改築する工事
- (ii) 改造 既存の施設の一部を模様替えする工事
- (iii) 併行 施設の新築又は増築等の工事にあわせて行なう工事
- (iv) 移転 施設を移転する工事

- 學校防音鉄筋改築工事済
- 學校防音鉄筋改築設計及び工事中
- △ 講堂防音鉄筋改築設計及び工事中

道 路 事 業 関 係

(単位 千円)

施行年度	事 業 名	事 業 規 模		総事業費	財 源 内 訳	
		延 長	巾 員		国庫補助	市 費
27.28	大 浦 ~ 福 商 線	3,011 ^m	6~8 ^m	6,400	6,400	
28	松 園 ~ 西 新 線	385	105~12	22,140	21,340	800
32.33	東 平 尾 ~ 南 里 線	1,460	4~6	10,850	10,850	
32	宝 満 尾 ~ 志 免 線	650	7~11	2,400	2,400	
34	第 5 上 牟 田 橋	16	35	1,954	1,954	
37	新 柳 町 ~ 香 椎 線	1,634	7.5	120,700	120,700	
37	板 付 ~ 上 月 隈 (国道~新水田橋)	465	6	38,927	38,927	
37.38	雀 居 ~ 見 上	1,093	6	16,912	16,912	
40	下白井穴石堅粕ウソウス線 (取付部分)	209	7.5	6,765	6,765	
40	浪 人 谷 地 内	247	3.4~4	2,203	1,762	441
41	板 付 ~ 上 月 隈 (県道~新水田橋)	334	6	4,214	3,371	843
42	下白井穴石堅粕ウソウス線	880	6.5	10,932	7,534	3,398
44	下 白 井 ~ 稲 城 線	155	8	15,953	12,762	3,191
44	雁 の 巣 地 内	373	3.5~5	3,181	2,544	637
45	東 平 尾 ~ 県 道 線	252	8	12,500	10,000	2,500
合 計				276,031	264,221	11,810

排 水 路 事 業 関 係 (そ の 1)

(単位 千円)

施行年度	事 業 名	事 業 規 模		総事業費	財 源 内 訳	
		延 長	幅 員		国庫補助	市 費
31	東 平 尾 排 水 路	155 ^m	2.15 ^m	827	821	6
32	青 木 "	633	1.8	4,735	4,727	8
32	月 隈 "	1,114	4.8	18,345	18,318	27
33	上 牟 田 "	635	17.5	23,122	23,071	51

(その2)

(単位:千円)

施行年度	事業名	事業規模		総事業費	財源内訳	
		延長	幅員		国庫補助	市費
33	吉塚新川排水路	2,038	10.35	37,278	37,152	126
34	射撃場地区 "	419	0.85	2,142	2,142	0
35	堅粕新川 "	2,525	4.2	42,349	28,211	14,138
39~43	東側 "	2,536	0.8~0.9	68,490	61,640	6,850
41~42 44~45	諸岡川支流 "	824	3~4	44,222	36,958	7,264
42	宝満尾・鳥越地区場内 "	227	0.6 ~0.7	2,865	2,865	0
合 計				244,375	215,905	28,470

農業用施設関係

(単位:千円)

施行年度	事業名	事業規模		総事業費	財源内訳	
		延長	幅員		国庫補助	市費
26	高架水路	147 ^m	1 ^m	2,150	2,150	0
34	金島導水路	1,501 "	2.5 "	19,111	19,111	0
35	田中用水路	3,323 "	2 "	22,437	22,387	50
37	東側 "	1,124 "	1 "	5,294	5,294	0
37	北側付替用水路	984 "	4.2 "	14,824	14,824	0
38	北側用水路	1,354 "	1 "	6,042	6,042	0
40~43	南側用排水路	1,202 "	1~2 "	25,095	22,585	2,510
42~43	圃場整備(下白井)	38.7 ha		47,042	31,361	15,681
44	" (立花寺)	8.9 "		13,313	8,875	4,438
45	" (上月隈)	14.8 "		26,802	17,860	8,934
45	竹買用水路	508 ^m	0.3~0.7 ^m	3,209	3,209	0
合 計				185,319	153,706	31,613

(二) 個人補償

個人補償実績

区 分	対 象	金 額	備 考
農耕阻害補償	46年3月31日現在の面積 約69万㎡	22,061	昭和27～45年度
基地施設に起因する雑補償	溜池浚渫及び原状回復事業	7,864	昭和31～39年度
移 転 補 償	基地周辺家屋移転 31戸 15,738㎡	62,236	飛行場北側(二股瀬外) 昭和32～36年度
乳牛減産補償	農 家 21戸 乳 牛 延346頭	2,572	昭和38年度、40年度
牛舎移転補償	席田酪農協同生産組合	5,018	昭和38年度
病院防音工事	3 病 院	29,819	斉藤、山下、八木病院 昭和37年度
漁業損失補償	46年3月31日現在の人員 64人	56,561	昭和27～45年度 志賀島、奈多、弘漁業組合

(三) 市単独整備事業

国の補償施策だけでは解決困難なもので、生活環境上或いは地域発展上整備を急ぐ必要があると判断される板付基地周辺の公共施設について、昭和41年度から45年度まで市費総額87,733千円を投下して、これら公共施設の整備を実施してきた。

市単独整備事業実績

(単位：千円)

事業別 \ 年度別	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	計
道 路	7,860	11,000	5,973	4,000	5,000	33,833
排 水 路	5,140	6,000	9,000	12,560	3,500	36,200
農 業 土 本	4,000	3,000	5,027	3,173	2,500	17,700
総 数	17,000	20,000	20,000	19,733	11,000	87,733

・(四) 基地 交付金 等

基地所在市町村において広大な面積を占めている基地施設について、固定資産税その他米軍に対する地方税法の特例等による税収入が得られないため、その財政運営が著しく困難になつてゐる実情に鑑み、固定資産に代るものとして、財源補てんのために昭和32年度から「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」に基づき基地交付金が、また昭和45年度からは基地交付金の対象から除外されていた米ドル資産等を対象に「施設等所在市町村調整交付金交付要綱」に基づき調整交付金が国から基地所在市町村に対し交付されている。

なおこれらの交付金は使途を特定されない一般財源である。

基地 交付金 等 実績 一覧表

(単位：千円)

年 度	基地交付金	調整交付金	合 計	前 年 比
32	14,538	—	14,538	—
33	18,359	—	18,359	126.3
34	22,416	—	22,416	122.1
35	35,124	—	35,124	156.7
36	35,188	—	35,188	100.2
37	44,747	—	44,747	127.2
38	44,873	—	44,873	100.3
39	49,317	—	49,317	109.9
40	50,054	—	50,054	101.5
41	50,376	—	50,376	100.6
42	58,399	—	58,399	115.9
43	65,099	—	65,099	111.5
44	91,389	—	91,389	140.4
45	105,572	16,999	122,571	134.1
46	123,980	26,108	150,088	122.4
計	809,431	43,107	852,538	

注) 合併前の志賀町分を含む。

五 板付飛行場の進入表面下区域対策

板付飛行場周辺における被害は南北進入表面下が一番ひどく、航空機事故の大半はここで起きており、また騒音度も非常に高く（ジェット機の離陸音 100 フォン以上）、建築物の高度制限により、土地の利用価値が低いため、進入表面下区域の農地所有者は不当に制限を受けている。

（一）農耕等阻害補償

国は滑走路から 1,800 m の南北進入表面下の農耕地について米軍機の離着陸等のひん繁な実施により農業等の就労が阻害されるとして、農耕阻害補償金を昭和 27 年より耕作者に支払っている。しかし昭和 39 年 F 105 戦闘爆撃機を主力とする常駐部隊の撤退により米軍機の飛行回数の減少に伴い、補償金は大幅に減額された。

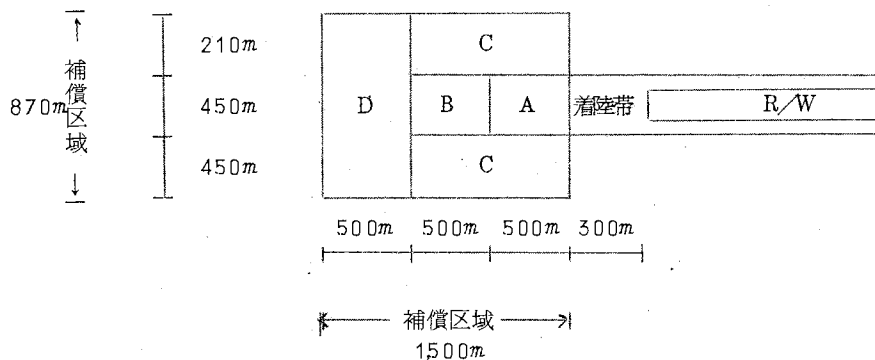
これに対し民間機の飛行回数は増加の一途をたどり耕作者の不満をかつたが、昭和 42 年 8 月特損法の改正により米軍機以外の民間機の離着陸に対しても米軍機の離着陸とみなす条項が加わり、米軍機、自衛隊機、民間機の全離着陸が農耕等阻害補償の対象になった。

1. 法的根拠 特損法第 1 条第 1 項第 2 号及び第 7 条

“ 施行令第 5 条第 2 号

農業等就労阻害に係る補償区域等の取扱いについて（通知）

2. 補償対象基準図



3. 補償率

A 80% B 60% C 40% D 30%

最近5年間の農耕等阻害補償状況

区 分	補 償 金 額	補 償 人 員
4 1 年 度	5 0 0 冊	2 3 2 人
4 2 "	5 7 9	2 2 2
4 3 "	9 8 2	2 1 5
4 4 "	1, 8 3 6	2 0 0
4 5 "	1, 9 8 1	1 9 1

(二) 農 地 買 収

農耕等阻害補償措置を受けている農地のうち、とくに着陸帯に近接する農地の所有者は昭和38年当時F105戦闘爆撃機の配置により、米軍機の日夜訓練飛行のため農耕を一時休耕のやむなきに至つたこと、および土地を他に売却するにも建物制限のため売買取引が成立せず土地所有権を不当に侵害されていること等を理由に、その補償措置として従前より農地の買上げ実施を国に対し早急に行なうよう要望し続けていた。

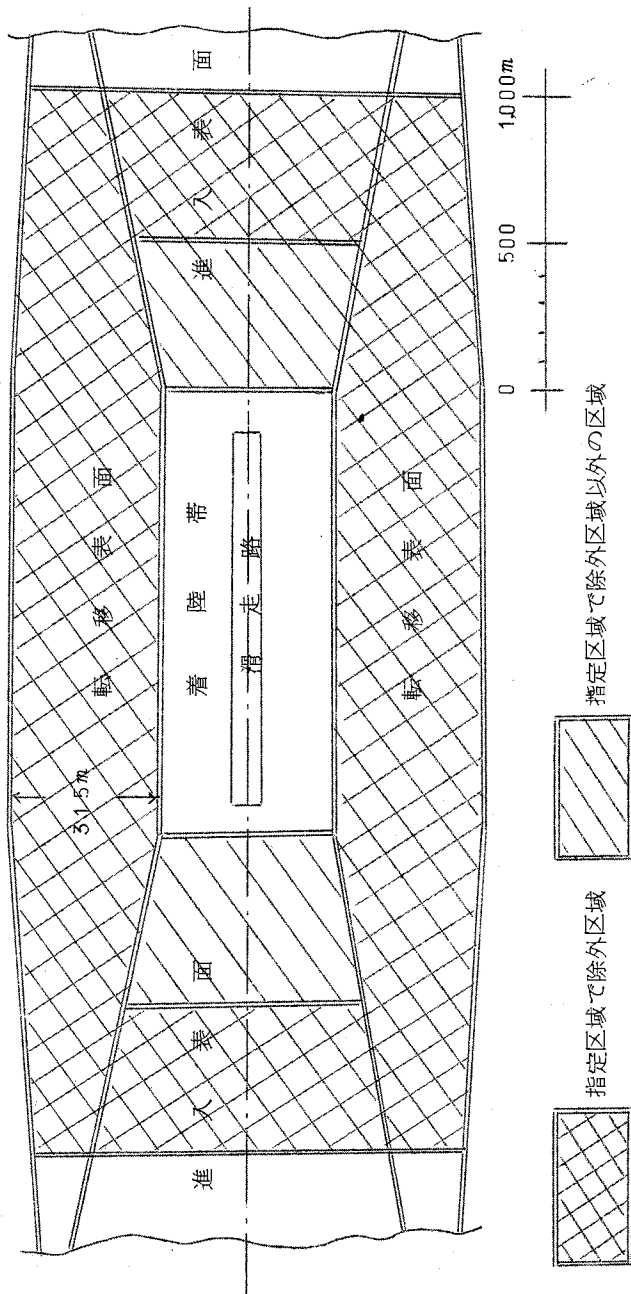
これに対し国は昭和41年7月に制定された「防衛施設周辺の整備等に関する法律」に基づき42年3月に板付飛行場が防衛施設庁長官の告示により地域指定を受けたのを機会に、昭和43年よりこれら農地を買収し始めた。

農 地 買 収 実 績

年 度	面 積	金 額	m ² 当り 単価	関係人員
4 3	25,429 m ²	122,059 冊	4,800 円	17 人
4 4	7,287	40,334	5,535	9
4 5	8,210	53,488	6,515	7
計	40,926	215,881		33

△ 周辺整備法第5条に基づく集団移転等の指定区域及び実施内容

指定区域略図



実施内容

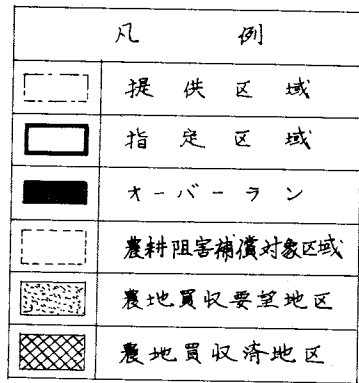
指定区域で除外区域以外の区域

(建物等の移転、宅地及び農地等の買収)

指定区域で除外区域

(建物等の移転、宅地及び建物の移転に伴う特別な場合の農地等の買収)

板付飛行場安全措置見取図



六 板付基地関係訴訟問題

(一) 賃貸料支払いをめぐる争い

板付飛行場が設置される前は板付飛行場用地に地主、小作関係が広汎に存在していた。

小作人に対しては旧日本軍が飛行場設置のため基地を買収した時、離作料が支払われている。

終戦により、これらの土地はいつたん旧所有者に返還されたが、占領軍に再び接收され、国は土地所有者と賃貸借契約を締結し、賃借料を支払ってきた。

講和条約発効に伴い賃貸料算定基準が改正され、農業収益も算定の基礎に含めることになったのに伴い契約は小作権があれば、その同意を得て土地所有者との契約を、また土地所有者の同意を得て小作権者と転賃貸借契約を締結し賃借料を支払うことになった。

そこで旧小作人は席田耕作者組合を組織し、国の斡旋により地主と賃借料の分配等について協議した結果、一部の旧小作人に対しては賃借料が支払われることになったが、話し合いのつかない未協定地の賃借料については国が供託した。

これら未協定地主は昭和30年6月28日国を相手に昭和28年度分の賃借料支払請求の訴訟を提起した結果、国側が敗訴となつたので当該賃借料を地主に支払つた。

昭和31年11月旧小作人はこの支払いを不満として賃借料のうち耕作権に対する部分の補償を要求するとともに、その有する小作権および占有権にもとづき土地の明渡しを求める訴訟を起こした。

第一審の福岡地裁は昭和37年5月4日原告の請求を棄却した。その理由は、

第1に地主と小作人との間の小作契約は離作料が支払われた事実により、同日をもつて小作権は消滅している。

第2に小作権をもつていたにしても、土地占有権がない以上、土地の明渡しは認められない。

原告である旧小作人は、この判決を不服として福岡高裁に控訴した。

第二審の福岡高裁は昭和40年7月9日原判決を支持、控訴を棄却した。

原告は、なお二審判決を不服として最高裁に上告した。

長高裁は昭和43年11月15日土地明渡請求に関する部分は一審、二審判決を支持し、上告を棄却する判決を下したが、金銭支払請求に関する部分については原判決を破棄し、福岡高裁に差し戻した。

その理由は「小作人が生活の基盤ともいふべき耕作権を完全、無条件に放棄するからには、それ相応の特別の事情があるからであるが、原判決はそのことには触れず、ただ離作料の支払いの一時をもつて小作権を放棄したものだ」と認定した原判決は審理不尽である」

現在福岡高裁において再審理中である。

(二) 土地明渡請求事件

板付飛行場用地内の土地所有者である松本治一郎、松本英一、島津義磨三氏は、29年7月5日自己の所有に係る土地の明渡請求訴訟を福岡地方裁判所に提起した。

請求理由

第一に日本の土地を米軍の軍事施設に提供することは日本国憲法第九条に違反する。従つて、日本の土地を米軍に提供することを内容とする賃貸借契約は憲法違反事項を目的とするものであるから、憲法第98条第一項及び民法第九十条により無効である。

第二に島津氏の土地は国との間に何等の契約手続もとられておらず、また国と契約を結んだ代理人に松本氏は代理権を認めていないので、国側は三氏の土地を無契約で勝手に米軍に使用させている。

第三に松本氏等は昭和28年度以降契約更新していないから、国側は松本氏らの土地を無権限で勝手に米軍に使用させている。

第一審の福岡地裁では、昭和31年2月13日原告勝訴の判決を下した。国はこの判決を不服として直ちに福岡高等裁判所に控訴した。

第二審の福岡高裁は昭和35年3月5日、原判決を取消し、国側の主張を認めた判決を下した。その理由は、

第一に賃貸借契約の期間は一応昭和28年3月末までとしていたが、これは賃借料支払いのための予算措置として年度末を終期としているだけで、実際の契約期間は駐留軍の使用期間と認められる。

第二に米軍の駐留を認めた安保条約は、当時の内閣及び国会がわが国の平和と安全のため必要であると判断して取結んだ条約である。わが国の自衛を完するため、いかなる手段方法をとるべきかは高度の政治問題であつて、

裁判所が法律問題としてその有効、無効を判断すべきではない。従つて安保条約が憲法違反かどうかは司法審査の範囲外である。

第三に国はこの土地について適法な使用権をもっていないが、国がこの土地を明渡さねばならないとすると巨額の出費を要するとともに基地としての機能を著しく害することになる。両者が明渡しによつて得る利益と損害とを比較衡量するとき明渡請求は所有権に基づく権利の濫用である。

松本氏らは、この判決を不服として昭和35年3月最高裁に上告した。

最高裁は昭和40年3月9日二審判決を支持、松本氏らの上告を棄却した。

(三) 損害賠償請求事件(炭鉱問題)

板付飛行場の東部には飛行場設置前から府内筑紫炭鉱、富士月隈炭鉱の二つの炭鉱があつた。富士月隈炭鉱は、板付飛行場の一部に鉱業権を有し、福岡通産局長の認可による施業案に基づき、昭和30年5月頃から同鉱区の開発に着手したが、同鉱区上の土地には、駐留軍に提供中の射撃場、地下格納庫、オイルタンクなどの施設があるため鉱害の生ずることを恐れて福岡通産局長は認可済の施業案のうち駐留軍施設にあたる部分の採掘を禁止し、原告が申請中の追加施業案の修正を命じた。よつて本鉱区中の不可掘区域は相当の範囲に及び昭和35年10月21日ついに閉山するに至つた。

昭和36年10月18日、富士月隈炭鉱所有者武元孝義氏は鉱業権侵害による損害賠償(損害額約5億円)を求める訴訟を東京地裁に提起した。

なお、調達庁は昭和35年度から昭和36年度にかけて従業員の退職金(約2,800万円)、建物、電気、機械設備等除却費(約1,400万円)を支払っている。

第一審の東京地裁は昭和41年6月27日原告勝訴の判決を下し、国に対して1億9千万円の支払いを命じた。しかし双方とも、この判決を不服として東京高裁に控訴した。

第二審の東京高裁は昭和44年7月8日原判決を取消し、国に支払う義務はないと国側勝訴の判決を下した。

その理由は、炭鉱経営者は鉱業権を買つたとき既に飛行場は完成していて全鉱区が掘れない状態にあつたから鉱山を安く買い受けているにもかかわらず、鉱業権を理由に巨額の賠償を請求するのは権利の乱用である。

(四) 土地使用禁止請求事件

板付飛行場土地所有者組合長石蔵利蔵氏外12名は昭和41年10月7日国及び民間航空5社(日航、全日空、東亜、長崎、西空)を相手に自己の所有に係る土地の駐留軍の用に供する以外の使用禁止を求めるとともに、自己

の所有権に基づき妨害排除請求訴訟を福岡地裁に提起した。

請求理由

第一に賃貸借契約は駐留軍の用に供することを目的としているから、板付飛行場の土地を駐留軍以外の民間航空会社に使用させることは契約違反である。

第二に民間航空として板付飛行場を使用するのであれば、地主の承諾を得て契約の内容を変更するか、少なくとも目的以外に使用することにつき地主の同意を得る必要があるにもかかわらず、民間航空5社が地主の承諾を得ないで使用しているのは地主の所有権の侵害である。

現在福岡地裁において審理中である。

(五) 土地引渡し等請求事件

板付基地対策協議会の平田次郎氏外12名は昭和46年7月13日国を相手に自己の所有に係る土地の引渡しと契約が切れた46年4月から7月までの賃貸料および46年8月以降土地を引渡すまでの損害金の支払いを求める訴訟を福岡地裁に提起した。

請求理由

1. 46年6月25日の日米合同委員会において土地、建物の一部を地位協定2条4項(a)により共同使用すると定めたのは単に日米間の事務処理に過ぎず、板付飛行場は昭和46年7月1日をもつて米軍の専用区域が1パーセント以下になり、飛行場の使用も99パーセント以上が民間機で、維持管理費のほとんど全額を国が支出することとなつた事実は契約書第5条第2項の解約事由に該当するから本件賃貸借契約は昭和46年8月1日限り終了する。
2. 昭和46年7月1日の板付飛行場の移管の程度よりすれば当然全面的返還をなすべきであつたにも拘らずこれをなさず敢えて合同委員会における合意の範囲に留めたのは国自ら解約権発生の条件成就を妨げたのであるから民法第130条に基づき契約を解約する。
3. 実質上駐留軍が使用しなくなつた現在、国が民間空港としてのみ使用する目的のために、地位協定2条4項(a)の施設区域としての効果を主張することは契約の趣旨に照らし信義則上許されない。

しかし、本件提訴後も地主と国、県、市の関係者間で話し合いが続けられ、46年11月6日国(防衛施設庁、運輸省)、県、市および地主の代表機関である板付基地対策協議会、地主組合の話し合いがまとまり、福岡空港用地に関する覚書に調印されるに至つたので、原告は本件を同年11月10日に取り下げた。

七 板付基地関係諸団体

本市に基地が設置されたことにより生ずる諸般の影響被害に対する関係住民の意向を調整し、また、これらの要望を伝達するための機関として下記4団体が設置されている。

(一) 板付、雁の巣基地返還促進協議会

この協議会は板付・雁の巣基地の移転促進をはかることを目的とする全市民各層からなる組織団体として、昭和30年6月板付・雁の巣基地移転促進協議会として結成されたが、板付基地が昭和47年4月1日までに飛行場の運営管理が日本政府に移管されることになったため、「移転」では実状に合わないことから、昭和46年9月から「返還」と名称を変更した。

なお、この協議会はずきの団体で構成されている。

福岡市議会	福岡市PTA連合会（小中高）
九州大学	板付基地関係基地教育対策協議会
福岡市商工会議所	福岡市農業協同組合
福岡県当局	福岡地区労働組合協議会
福岡市当局	福岡地区安保共斗会議
福岡市各校区代表 （協議会校区支部）	福岡市平和委員会
福岡市校区自治会連合会	福岡市婦人民主団体代表
福岡市校区婦人会連絡協議会	福岡子供を守る会
福岡市公民館連絡協議会	福岡県中小企業家同友会
	貝塚団地自治会

(二) 板付基地対策協議会

板付飛行場周辺の席田、月隈校区民で構成され、地域住民の民生安定をはかるため、つぎのような事業を行なっている。

1. 地域開発並びに厚生施設の促進に関すること。
2. 基地に提供している民有地の管理及び権益擁護並びに特別損失補償法の改訂とこれに基づく補償制度の改訂促進に関すること。

3. 基地内民有地の買収、賃貸等の契約並びに各種補償金等の代金の請求、

受領、分配に関すること。

4. その他目的達成に必要なこと。

また協議会のなかには次のような委員会及び組合が設置されている。

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 審議委員会 | (4) 区画整理促進委員会 |
| (2) 地主組合 | (5) 道、排水路促進委員会 |
| (3) 補償組合 | (6) 宅地造成促進委員会 |

(三) 雁の巣飛行場基地対策協議会

雁の巣飛行場周辺の住民で構成され、雁の巣飛行場の接收解除並びに解除跡地およびその周辺地域の開発を促進することを目的とし、この目的達成に必要な事業を行なっている。

(四) 財団法人福岡県駐留軍離職者対策センター

福岡県内の駐留軍労働者、駐留軍離職者及びその家族並びに地域住民等の生活相談を行ない、その生活の安定を図り健康で明るい生活を送らせることを目的としており、この目的達成のため、つぎの事業を行なっている。

1. 生活相談所の設置経営
2. 離職者の事業相談及び指導に関する事項
3. 内職指導に関する事項
4. 労働者の福利厚生についての指導に関する事項
5. その他目的達成のため必要と認められる事項

八 福岡空港について

(一) 沿 革

民間航空各社が板付飛行場を使用するには、板付飛行場が現在横田、三沢飛行場と同様、日米安全保障条約に基づき米軍に提供している基地であるから米軍の同意を要する。

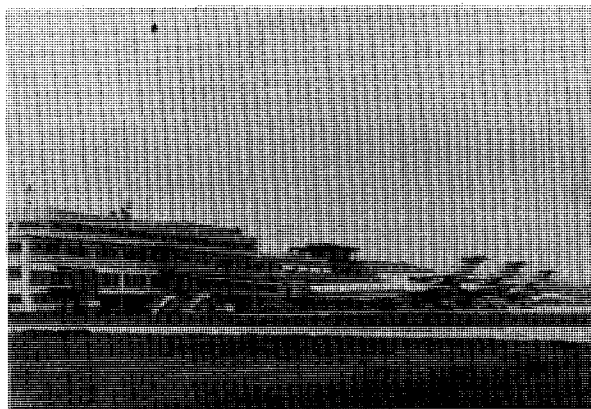
占領下の昭和26年10月民間航空再開で札幌～東京～大阪～福岡航路が免許になつたが、当時はおもな飛行場全部が米軍管理であつたため、板付飛

行場の場合も正式に米軍に申し入れすることもできず、運輸省や日本航空の関係者が基地司令官に非公式に陳情して使用許可になつたもので、その後も同様な形態で全日空、東亜航空等の民間航空が使用許可をとつて使用してきた。

この使用の法的根拠は地位協定3条1項の米軍基地司令官の管理権に基づくものであるが、この使用は基地司令官の考えによつていつでも取消されるという甚だ不安定なものであつた。

昭和40年9月キャセイ・パシフィック航空、大韓航空が地位協定2条4項(a)により共同使用することが決定したのを機会に、国内の民間航空各社も昭和41年12月に日米合同委員会の合意を得て滑走路、誘導路および駐機場用地約304,405平方メートルを地位協定2条4項(a)により共同使用することになつた。

→
民間機が離発着
する福岡空港



(二) 現況と今後の計画

その後この施設では手狭になつたので、46年6月新たにターミナルビル、駐機場等の拡張用地として約121,352平方メートルを共同使用することになり、現在民航が使用している区域は合計425,757平方メートルまでに拡張された。

しかし、それでも民間航空が共同使用している面積は板付飛行場全体の僅か12.2%を占めるにすぎない。

また、昭和45年12月21日の日米安全保障協議委員会において47年4月1日までに日本政府が板付飛行場の運営および維持上の責任を負うことが既に決定されており、この決定に基づき46年6月末に航空交通管制権の

返還及び管制業務を実施するために必要な土地（約813平方メートル）と建物（約97.6平方メートル）の共同使用が決定され、同年7月1日から航空交通管制業務を運輸省が引継いでいる。

今後の板付飛行場は47年4月1日を目標に運輸省が所管する公共用飛行場として発足する予定であり、米軍は飛行場西側の一部専用区域と滑走路及び誘導路等を地位協定2条4項(b)により共同使用する見込みである。

（注） 地位協定第2条

- 4(a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
- (b) 合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第3条

- 1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。

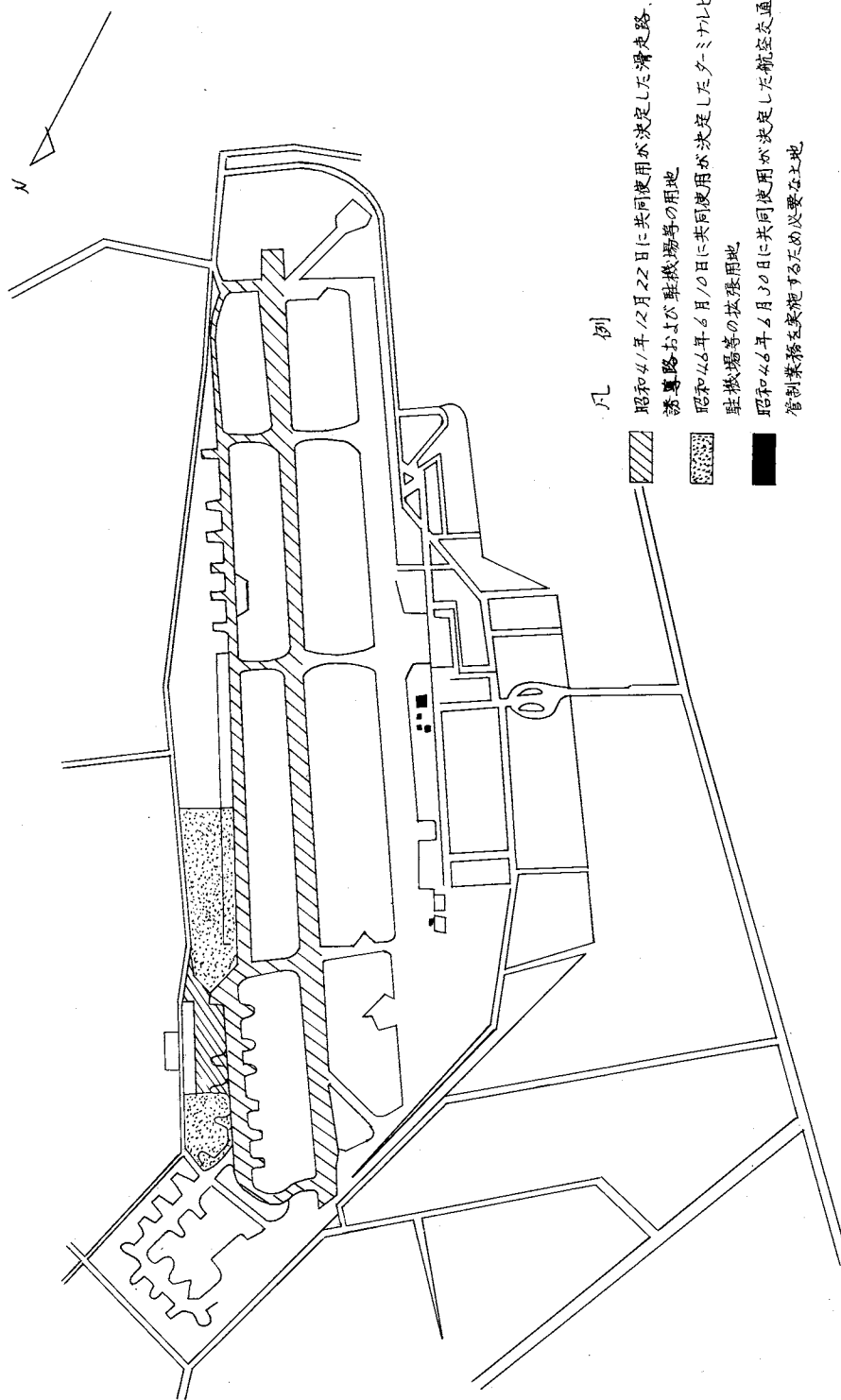
日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し、又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。

（三） 年 表

昭和26年10月	民航国内線使用開始	東京～大阪～福岡
27年12月 3日	市議会「板付飛行場の軍事基地撤退並びに国際空港指定についての決議」を採択	
31年 5月 2日	日米合同委員会で航空ターミナルの用地返還決定	

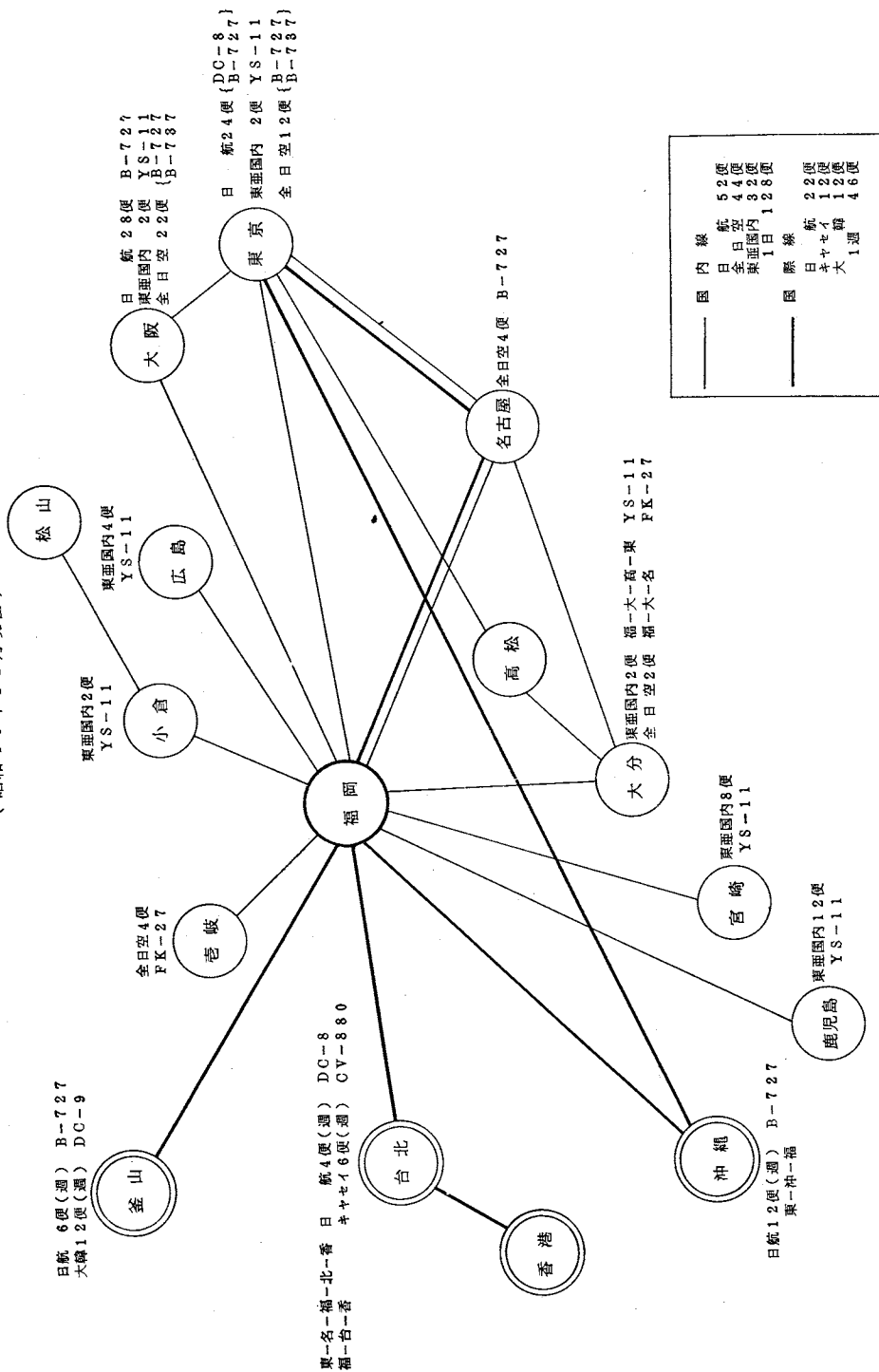
12月	国際線開設 福岡～沖縄
36年12月	福岡国際空港整備促進協議会発足
37年 4～5月	九州市長会と九州商工会議所連合会が「福岡 空港の指定促進」を決議
40年 9月 1日	大韓航空、板付飛行場に乘入れる。 (福岡～釜山)
2日	キャセイ、パシフィック航空続いて乗入れる。 (福岡～香港)
27日	キャセイ、パシフィック航空、大韓航空の外 国2社の共同使用決定
41年 5月17日	福岡空港整備促進協議会設立(福岡国際空港 整備促進協議会は発展的に解散)
10月14日	福岡市は運輸省に対し板付飛行場における民 間機訓練飛行の中止を要請する。
12月22日	国内12社の共同使用決定
42年 1月	福岡空港ターミナルビル増築用地6,200平 方メートル返還
10月	福岡空港ターミナルビル工事着工
43年 3月	エプロン(7バース)、給油、動力施設及び 駐車場整備完成
44年 3月	福岡空港ターミナルビル完成 延面積 11,424㎡
5月 9日	福岡県警察本部がヘリコプターを運航するた め土地、建物および工作物の共同使用決定
46年 6月10日	民間空港のターミナルビル、駐機場等の拡張 用地として土地の共同使用決定
30日	航空交通管制業務を実施するため必要な土地 及び建物の共同使用決定
7月 1日	運輸省航空局が航空交通管制業務を米軍から 引継ぐ。

民間航空の共同使用区域



福岡空港における国内及び国際定期航空路線網図

(昭和46年11月現在)



福岡空港の利用

年次	区分	着陸機数	乗 降 客		
			国内線	国際線	計
昭和33年		2,542	95,915 ^人	4,870 ^人	100,789 ^人
34		2,627	109,937	6,602	116,539
35		2,744	178,419	9,025	187,471
36		3,635	292,094	10,533	302,627
37		4,763	373,428	10,030	383,458
38		5,073	495,197	14,628	509,825
39		6,484	653,470	19,460	672,930
40		10,150	807,390	17,675	825,065
41		13,382	886,227	37,997	924,224
42		14,233	1,178,636	56,590	1,235,226
43		14,691	1,569,254	64,168	1,633,422
44		18,510	2,157,272	78,392	2,235,664
45		22,864	2,866,644	98,969	3,065,613
46(見込)		26,923	3,412,092	124,887	3,536,979

状 況 (年 次 別)

貨 物 取 扱 量			郵 便 物 取 扱 量		
国 内 線	国 際 線	計	国 内 線	国 際 線	計
398,772 ^{kg}	56,567 ^{kg}	455,339 ^{kg}	291,471 ^{kg}	16,842 ^{kg}	308,313 ^{kg}
486,842	138,929	625,771	316,292	20,343	336,635
718,558	160,023	878,581	395,600	27,694	423,294
1,176,036	313,249	1,489,285	474,990	33,611	508,601
1,689,229	231,351	1,920,580	571,133	30,362	601,495
1,985,453	206,939	2,192,392	652,376	12,331	664,707
2,566,500	302,027	2,868,527	843,596	71,578	915,174
2,579,754	250,837	2,830,581	691,891	73,565	765,456
3,685,656	442,169	4,127,825	939,691	78,216	1,017,907
5,696,414	431,474	6,127,888	2,420,827	53,154	2,473,981
7,125,358	526,304	7,651,662	2,686,189	56,903	2,743,092
11,021,078	594,057	11,615,135	3,129,773	37,457	3,167,230
14,637,560	764,881	15,402,441	3,238,629	31,776	3,270,405
17,614,359	977,201	18,591,560	3,606,227	25,269	3,631,496

1 雁の巣空軍施設

(一) 沿革

雁の巣空軍施設は都心部から志賀島に向う北東約9kmに位置し、玄海国定公園の一部に指定され、海岸線の美を特徴とする景勝の地である。

施設の歴史は昭和11年に通信省が水陸両用の雁の巣国際飛行場を建設し、日本航空輸送KKが使用したのに始まる。

第二次大戦中は施設が拡張され、旧博多海軍航空隊が水上飛行場として使用していた。

終戦とともに、本施設は米陸軍により接收され、ブラデイ補助飛行場、西戸崎航空管制通信所、キャンプ博多として使用されることになった。

昭和25年の朝鮮動乱に際し、米空軍が引継ぎ、空軍基地(ブラデイ基地)として使用していた。

昭和30年に航空基地としての使用は完全に中止され、昭和36年1月10日には上記3施設が統合され、施設名も雁の巣空軍施設に改められ今日に至っている。

現在雁の巣空軍施設は陸海空3軍が使用しているが、その殆どは在日米軍の各基地や米本土を結ぶ電波中継地としての通信基地で、旧雁の巣飛行場の跡地に18本のアンテナ及び旧キャンプ博多地区に130本のアンテナ群が立ち並んでいる。

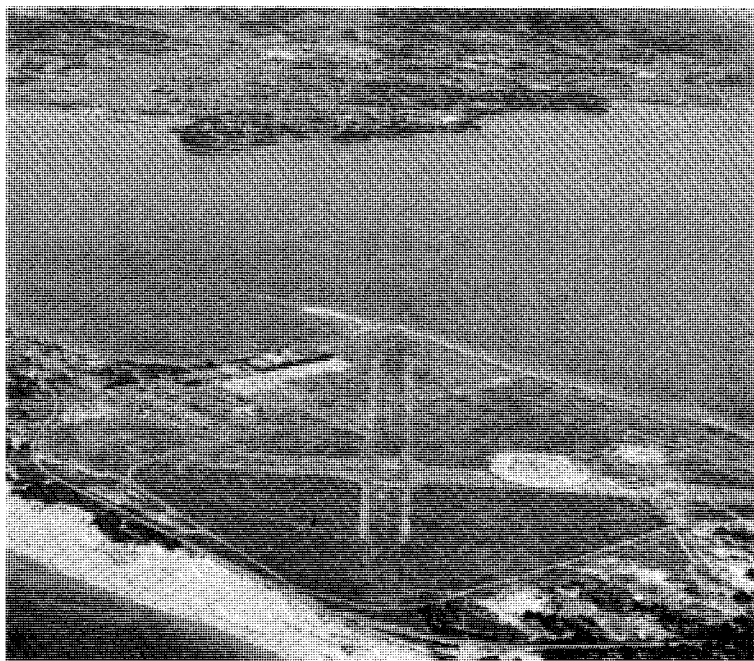
施設所管は旧雁の巣飛行場部分を陸軍が管理し、飛行場以外の部分を空軍が管理している。

なお雁の巣空軍施設は現在次のような変遷を経て通信中継基地として重要な機能を果たしている。

(二) 年表

昭和30年 5月31日 米軍雁の巣飛行場使用中止の内示

10月11日 施設特別委員会で日本側、雁の巣飛行場返還を
申入れるも、米軍即答をさける。



空から見た旧雁の巣飛行場



雁の巣空軍施設（西戸崎地区）のアンテナ群

- 31年 3月15日 雁の巣飛行場の一部(県道志賀・和白線敷、国鉄香椎線等)接收解除
- 39年 3月30日 市議会「雁の巣飛行場の接收解除に関する意見書」を採択
- 7月22日 本市の基地返還意向の打診に対し「近い将来積極的利用の計画があるので返還できない」旨の米軍側回答
- 40年 1月 日米合同委員会で西日本空輸及び県警ヘリコプター用格納庫の共同使用決定
- 2月 4日 運輸省航空局がVOR施設を設置するための土地約18.182m²の共同使用決定
- 5月28日 西日本空輸KKおよび福岡県警本部は当該地区において格納庫を共同使用していたが、在日米陸軍司令部から、この共同使用を打ち切る旨通告をうけた。
- 6月21日 西日本空輸KKおよび福岡県警本部は米軍に対して使用延期の申請をしたが、これに対して11月14日までの延期が認められた。福岡県警本部は同月板付に移転したが、西日本空輸KKは更に使用延期の申請を行ない、昭和41年3月1日まで使用延期を認められたが同日以降は共同使用を停止された。
- 7月22日 同地区内建物、工作物等8棟(大蔵省4棟、運輸省4棟)の返還書が発出された。この建物の撤去は昭和41年2月に実施された。
- 11月 補助滑走路および主滑走路の撤去作業が開始された。
- 42年11月 5日 和白校区民、雁の巣飛行場返還町民決起大会を開き「雁の巣飛行場基地対策協議会」を結成
- 29日 衆議院内閣委員会で「41年8月4日の日米合同委員会で米軍から電波障害緩衝地帯設定について正式要求があり、現在日米合同委の中で電波障害に関する小委員会を設け協議中である」ことが明らかにされた。

- 12月 8日 市議会「雁の巣飛行場の接收解除ならびに電波障害緩衝地帯の設置反対に関する意見書」を採択
- 43年 3月15日 衆議院通信委員会で防衛施設庁が米軍より要求中の電波障害緩衝地帯12カ所のうち43年度予算として7カ所分の調査費500万円を計上していることが明らかになった。
- キャンプ千歳、柏通信施設、大和田通信施設、厚木飛行場、キャンプ淵野辺、岩国飛行場、雁の巣空軍施設
- 44年10月 9日 日本原料が上水道用のろ過砂を採取するため、自社の所有地3,400㎡の共同使用決定
- 45年10月13日 雁の巣レクリエーションセンターの敷地約582,114㎡の共同使用決定
- 46年 4月 3日 雁の巣児童体育館完成
- 7月 1日 米空軍板付の司令部が雁の巣空軍施設へ移される。
- 11月19日 日本原料が前回と同じ使用目的のため、土地約5,440㎡の共同使用決定

雁の巣空軍施設の接收状況

施設名称	接收年月日
ブラデイ補助飛行場	昭和20年10月19日
キャンプ博多	昭和20年 9月 1日
	21年 7月15日
	26年 7月 1日
西戸崎航空管制通信所	昭和24年 3月 1日
	24年 5月 1日

(三) 関係文書

1 雁の巣飛行場の接收解除に関する意見書

本市の雁の巣飛行場は、現在もお米軍基地として接收されているが、これが解除方については、周辺住民はもとより本市全市民の多年の念願であり、再三再四関係当局に要望し続けてきたにもかかわらず、未だその実現をみないのは真に遺憾である。

本飛行場は、かつて地元住民の犠牲と協力によつて完成したものであるが、やがて国際飛行場となり、本市の繁栄と発展に多大の寄与をしてきたものである。しかるに現在では、135万平方メートル(約45万坪)に及ぶ拡大敷地は、昔日の面影もなくいたずらに荒廃して無用の長物と化し、板付基地とともに本市の発展を阻害する重大な痛となつている。われわれはかかる現状を座視するに忍びず、速かにこれが転用をはかり、本市の飛躍的發展と地域の繁栄のため有効に活用されんことを切に念願するものである。

よつて、本市議会は雁の巣飛行場の接收を即時解除されるよう強く要請する。

以上地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和39年3月30日

福岡市議会議長 石 村 貞 雄

内閣総理大臣	}	宛
外務大臣		
防衛庁長官		
防衛施設庁長官		
在日米軍司令官		

雁の巣飛行場の接收解除並びに電波障害緩衝地帯

の設置反対に関する意見書

雁の巣飛行場の接收解除は周辺住民はもとより本市全市民の多年の念願であり、再三再四にわたり関係当局に強く要請したにもかかわらず、いまだにその実現を見ないのはまことは遺憾であります。

本飛行場はかつて地元住民の犠牲と協力によつて完成したものであるが、終戦とともに米軍に接收され現在では約145万平方メートルに及ぶ広大な

土地が、荒廃したまま放置され、本市の発展を阻害する重大な障害となつております。

仄聞するところによれば、この雁の巣基地に新たに米軍の電波障害緩衝地帯の設置が計画され、この地帯内では家屋の建築、車輛の通行、使用電力等に各種の規制がなされるということですが、かかる規制が加えられるならば、周辺住民の生活を圧迫するのはもちろん、この一帯の発展に致命的障害となることは明らかであります。

よつて本市議会は雁の巣飛行場の即時接收解除を強く要請するとともに電波障害緩衝地帯の設置に絶対反対するものであります。

以上地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

昭和42年12月8日

福岡市議会議長 妹 尾 憲 介

内閣総理大臣	}	宛
外務大臣		
防衛庁長官		
防衛施設庁長官		
在日米軍司令官		

(四) 使用部隊について

空軍第6348飛行中隊

陸軍治安部隊

海軍治安部隊

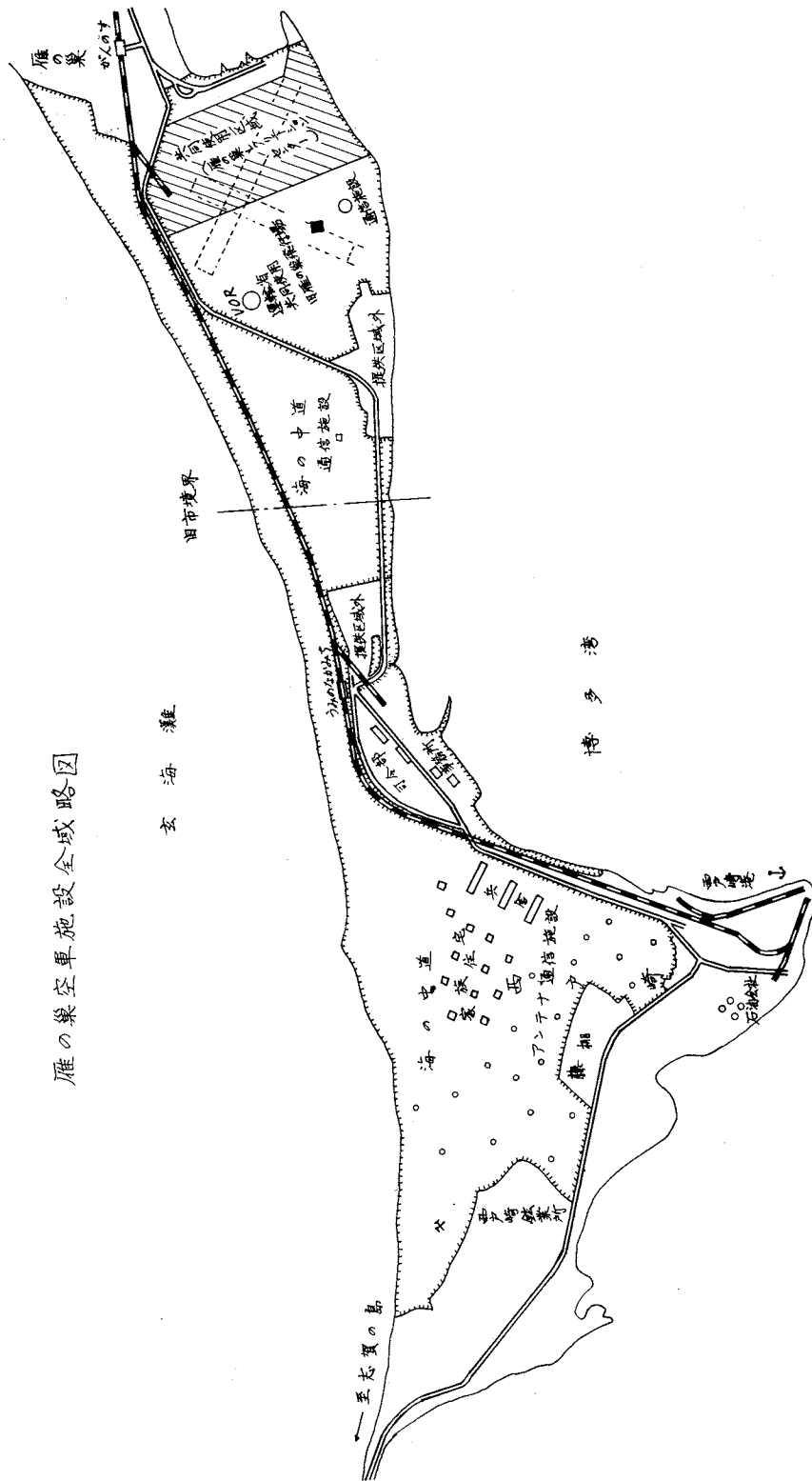
通信施設は陸海空3軍共同で運用している。

(五) 土地と建物の所有状況

昭和46年4月31日現在(単位:㎡)

区 分	国 有	福岡県有	国鉄有	民 有	計
土 地	4,727,900	13,800	290,300	263,100	5,295,100
建 物	88,100	—	—	9,200	97,300

雁の巣空軍施設全概略図



(六) 雁の巣レクリエーションセンター

1. 概 略

雁の巣飛行場は昭和30年に使用中止されて以来、その大部分の地域が放置されたまま荒廃していたので、福岡市は地域発展のため雁の巣飛行場の接收解除について機会あるごとに陳情してきた。

その後雁の巣飛行場の西側一部に陸海空3軍共同の通信施設が設置されたが、その他の大部分の土地は相変らず米軍による直接的利用がなされなかつたので、市は米軍の電波障害施設の運用とその機能を妨げない範囲で利用計画をたて、昭和43年2月23日に雁の巣飛行場東側一帯を運動公園用地として市民に開放するよう雁の巣空軍施設の接收解除について防衛施設庁に要請した。

しかし、防衛施設庁と米軍との折衝の結果、当地区の返還が当分望めないことが判明したので、市は返還から共同使用による利用に方針を切り換え、昭和43年5月23日に改めて雁の巣空軍施設一部の一時使用許可申請書を防衛施設庁に提出した。

一時使用を申請した土地の大部分は運輸省の行政財産であつたが、大阪航空局、福岡防衛施設局と福岡市との間で種々折衝した結果、大阪航空局は同省の提供行政財産(約140万 m^2)のうち運輸省福岡全方向航空無線標識所(略称VOR)施設の設置に必要な土地(約50万 m^2)を残し、残地(約90万 m^2)を普通財産として、大蔵省北九州財務局へ引継ぐことに決定した。

その後国有財産北九州地方審議会の同意および日米合同委員会等の承認を得て昭和46年10月13日に共同使用が決定し、昭和46年12月23日に提供国有財産の一時使用が許可されたので、市は当該地区を野球場、ラグビー・サッカー場、農園等を有する臨海運動公園として市民に開放することになった。

なお、当地区は都市計画局公園緑地課において昭和45年度から公園整備事業に着手されており、昭和46年10月15日から雁の巣レクリエーションセンターとして一般に開放されている。



野 球 場



いも掘り風景

◇ 共同使用区域面積 5 8 2, 1 4 4 m^2

内 訳	{	大蔵省普通財産	5 7 6, 8 6 0 m^2
		建設省行政財産	4 6 8 m^2
		福岡県有地	4, 7 8 6 m^2

◇ 使用期間

アメリカ合衆国軍隊が当該施設を返還するまでであるが、米軍が必要とする場合には、一定の期間において在日米陸軍司令官の事前通告により取消されることがある。

◇ 使用料

国有地……………無 償

県有地……………賃貸借契約に基づき福岡防衛施設局が支払っている使用

料相当額

2. 経 過

- 昭和43年 2月23日 雁の巣飛行場の接收解除について市長名で防衛施設庁長官あてに要請する。
- 5月23日 福岡防衛施設局長に一時使用許可申請書を提出する。
- 12月 2日 運輸省行政財産を大蔵省普通財産へ所管換へすることについての折衝を始める。
- 44年 8月18日 運輸省が所管換への方針を決定する。
- 11月24日 県有地の一時使用について県の同意取付け
- 45年 1月23日 運輸省行政財産の大蔵省普通財産への引継業務完了
- 1月30日 福岡防衛施設局と北九州財務局が提供国有財産の一時使用について協議を始める。
- 2月 6日 国有財産北九州地方審議会に諮問し同意を得る。
- 16日 北九州財務局長の承認を得る。
- 3月10日 施設特別委員会へ提案される。
- 8月11日 施設特別委員会において同意される。
- 9月 3日 日米合同委員会において承認される。
- 10月 3日 閣議決定
- 10月29日 不動産協定書に署名する。
- 12月23日 提供国有財産の一時使用許可
- 46年10月15日 雁の巣レクリエーションセンター開園

3. 雁の巣レクリエーションセンター整備計画の概要

区 分	事業名	規 模	明 細	説 明
園路広場	園 路	延長 3,879m 巾員 6m		砂利敷一部舗装
	駐 車 場	1カ所 約12,450m ²		周辺生がき 390m 収容能力 350台
運動施設	野 球 場	2面 約 21,450m ²	外野部 10,392m ² 内野部 2,532m ² その他 8,526m ²	軟式野球用 センターライン100m 外野張芝 バックネット2基 両翼 90m
	ラグビー サッカー場	1面 約 9,800m ²		全面張芝 サイドライン140m エンドライン 70m
修景施設	植 樹	4,000本	喬 木 875本 灌 木 3,000本 熱帯樹 125本	樹種 23種
	張 芝	約100,000m ²		野芝50%張 野球場、ラグビーサッカー場分を除く
便益施設	便 所	7棟		
	配 管	園内 2,083m	φ77mmVP 470m φ50mmVP 1,613m	園外233m 上水道使用 農園配管分含む 農園立上り17カ所
	水 飲 場	7カ所	口径15mmカラン	立上りコンクリート巻
管理施設	管 理 舎	1棟67m ²		プレハブ平屋建
	外 柵	延長 2,754m	板 柵	
	門 扉	2カ所		出入口木製門扉
	電 気	引込延長105m 室内灯 8灯		管理舎用のみ
	電 話	1基		
	案 内 板	15基	木製高さ1.85m	
農園造成	レジャー農園	約 45,000m ²		奈多イモの委託栽培
	農機具舎	1棟 32m ²		プレハブ平屋建
	貯 水 槽	1カ所 80m ²	約80トン入	鉄筋コンクリート造り
休養施設	パーゴラ	1基 42m ²		柱：鉄コンクリート 柵：木材

あ と が き

飛行場内用地の民有地契約問題については、現地板付基地対策協議会の中核組織である地主組合との交渉は難航をきわめ、地主側の告訴及び衆・参両院への請願等も行なわれたが、関係当局は一致してねばり強く交渉を積みかさねてきた。昭和46年11月6日中村寅太国務大臣の最終斡旋案を地主側が受入れ、ここに場内地主問題は落着をみたのである。

飛行場については昭和47年4月を目標に運輸省所管の公共用飛行場として運用されることとなっており、将来は名実ともに国際空港としての運営が期待される。

山間部については飛行場周辺地域整備の一環として地域住民協力のもとに開発されることになっている。構想としてはなるべく自然を活かしたスポーツ公園としたい。特に第8回アジア・オリンピック(昭和53年)の候補地としての声もあり、そうなると福岡国際空港と相俟つて交通網は、空港から放射状に整備され、やがて副都心的発展が期待される。

長かつた板付基地の苦難の歴史はやがて終わり、明るい発展が約束されている今日、還りみて板付基地の歩みを記録としてとどめた。

資料の不足と時間に追われて編集にあたつた関係者を悩ませ、内容的には不備の点が多いが「イタツケ」基地を知る上の参考に供し得れば幸いである。

昭和47年3月

基地対策課長 江 頭 清 実

追記

本稿送稿後の2月28日、芦田主席領事、ハーレイ博多基地司令官は市長を訪問し、「博多基地並びに春日原住宅施設の主要施設は1972年6月30日までに閉鎖されるであろう。その作業は直ちに始められる予定である」旨の通告があり、ここに本市における米軍基地は実質的に姿を消すことになった。

*
* 発行年月日 昭和47年3月21日 *
* 発行者 福岡市役所 *
* 編集者 総務局総務部基地対策課 *
* 印刷所 (株)西日本高速印刷 *
* TEL (53) 1766 (代) *
